

さいたま市契約公報

第2号

令和6年1月31日発行

発行所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市役所

(財政局契約管理部契約課)

目次

特定調達契約に係る一般競争入札の公告（8件）

- さいたま市システム標準化移行支援業務…………… 3
- さいたま市立新設大和田地区小学校建設（建築）工事…………… 7
- 広報紙「市報さいたま」の印刷（単価契約）…………… 14
- レーザプリンタ用トナーカートリッジ
（FujiFilm DocuPrint 3500d用）（単価契約）…………… 17
- 再生コピー用紙（A4）（単価契約）…………… 21
- 生石灰（単価契約）…………… 25
 - 重金属固定剤（飛灰処理用）（単価契約）…………… 25
 - 重金属固定化剤（単価契約）…………… 25
 - 高反応性消石灰（単価契約）…………… 25
- さいたま市立病院手術機器賃貸借…………… 29
 - さいたま市立病院在宅酸素療法酸素供給装置(既存患者分)賃貸借…………… 29
- 館岩少年自然の家建物管理業務…………… 33

特定調達契約の落札者等の公示

- ・さいたま市物価高騰対応重点支援給付金総合事務業務…………… 37

一般競争入札の告示（45件）

- 令和6年度さいたま市長記者会見インターネット配信業務…………… 37
- 令和6年度さいたま市「市報さいたま」宅配業務…………… 40
- 令和6年度さいたま市「市報さいたま」拠点施設等配達業務…………… 44
- さいたま市催事情報放映システム構築・運営・広告掲載業務…………… 48
- さいたま市人事評価等システム機器賃貸借…………… 51
- レーザプリンタ用ドラムカートリッジ
（FujiFilm DocuPrint 3500d用）（単価契約）…………… 54
- 再生コピー用紙（A3）（単価契約）…………… 57
- さいたま市市税等徴収金収納業務…………… 60
- さいたま市支所・市民の窓口公金警備輸送等業務…………… 64
- さいたま市区役所区民課・支所等巡回メール業務…………… 67
- さいたま市マイナンバーカード交付予約コールセンター等運營業務…………… 70
- 令和6年度さいたま市臨時グラウンド清掃及び除草業務…………… 73
- さいたま市立病院警備・駐車場等管理業務…………… 76
- さいたま市立病院電話交換業務…………… 80
- さいたま市立病院看護師寮及び

さいたま市立高等看護学院学生宿舍管理業務	8 3
○さいたま市立病院中央材料室運営・清潔区域管理業務	8 7
○さいたま市立病院基準寝具賃貸借	9 0
○さいたま市立病院カーテン賃貸借	9 4
○さいたま市立病院洗濯業務	9 7
○さいたま市立病院当直用寝具賃貸借	1 0 1
○さいたま市立病院設備管理業務	1 0 4
○さいたま市立病院臨床検査業務（内分泌学的検査他）	1 0 8
○さいたま市立病院臨床検査業務（腫瘍関連検査他）	1 1 2
○さいたま市立病院事業系一般廃棄物収集運搬業務	1 1 6
○さいたま市立病院植栽管理業務	1 1 9
○さいたま市立病院給食業務	1 2 3
○さいたま市立病院感染性廃棄物処理（処分）業務	1 2 6
○さいたま市立病院感染性廃棄物処理（収集運搬）業務	1 3 0
○さいたま市介護保険料納入通知書等作成業務	1 3 4
○子ども家庭総合センター内診療室にかかる労働者派遣業務	1 3 6
○さいたま市子どもケアホームプログラム運営業務	1 3 9
○さいたま市古繊維類売買業務（西・中央区）	1 4 2
さいたま市古繊維類売買業務（西・北・中央区）	1 4 2
さいたま市古繊維類売買業務（見沼・緑・岩槻区）	1 4 2
さいたま市古繊維類売買業務（桜・浦和区外）	1 4 2
○さいたま市桜環境センターアルミプレス売却	1 4 6
さいたま市東部環境センターアルミプレス売却	1 4 6
さいたま市内民間中間処理施設アルミプレス売却	1 4 6
さいたま市桜環境センタースチールプレス売却	1 4 6
さいたま市東部環境センタースチールプレス売却	1 4 6
さいたま市内民間中間処理施設スチールプレス売却	1 4 6
○さいたま市と畜場解体施設外維持管理業務	1 5 0
○令和6年度さいたま新都心バスターミナル管理業務	1 5 3
○さいたま市立高砂小学校外22校機械警備業務	1 5 7
さいたま市立土合小学校外22校機械警備業務	1 5 7
さいたま市立大宮小学校外16校機械警備業務	1 5 7
さいたま市立指扇小学校外16校機械警備業務	1 5 7
さいたま市立大砂土東小学校外24校機械警備業務	1 5 7
さいたま市立土合中学校外8校機械警備業務	1 5 7
さいたま市立常盤中学校外10校機械警備業務	1 5 7
さいたま市立大宮東中学校外10校機械警備業務	1 5 7
さいたま市立指扇中学校外11校機械警備業務	1 5 7
さいたま市立大砂土中学校外14校機械警備業務	1 5 7

○さいたま市24時間子どもSOS窓口業務（平日夜間及び休日）	161
○さいたま市SNSを活用した相談窓口業務	165
○教育用校内ネットワーク（第1区）保守業務	168
教育用校内ネットワーク（第2区）保守業務	168
教育用校内ネットワーク（第3区）保守業務	168
教育用校内ネットワーク（第4区）保守業務	168
○さいたま市青少年宇宙科学館設備管理業務	171
○さいたま市立生涯学習総合センター講座用システム機器等賃貸借	174
○さいたま市立岩槻区内公民館IT講座用システム機器等賃貸借	177
○さいたま市立中央図書館外3館窓口等業務	180
さいたま市立武蔵浦和図書館外6館窓口等業務	180
さいたま市立大宮西部図書館外5館窓口等業務	180
さいたま市立春野図書館外6館窓口等業務	180
○さいたま市議会防犯カメラ賃貸借	183
○さいたま市市議会だより印刷製本業務	186
公募型プロポーザル方式の手続の開始（1件）	
○令和6年度さいたま市国民健康保険特定健康診査等受診率向上対策業務	190

[水道局]

特定調達契約に係る一般競争入札の公告（1件）

○液体クロマトグラフ質量分析計（LC-MS）の賃貸借及び保守	193
--------------------------------	-----

一般競争入札の告示（1件）

○クラウド型IoT遠隔漏水監視システム賃貸借	197
------------------------	-----

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告

さいたま市公告（調達）第18号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和6年1月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市システム標準化移行支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和5年度さいたま市の特定調達契約に係る業務委託の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業務「計画策定」又は「電算」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に同業務で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該業務について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和6年2月13日（火）までに資格審査の申請を行うこと。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 令和6年度にシステム開発が予定されている業務又は令和5年度中に開発プロジェクトが開始している業務のうち、6業務以上にて、過去5年間で政令指定都市のシステム構築プロジェクト管理支援業務を受託した実績を有する者であること。なお、令和5年12月末までにプロジェクトが完了している業務実績に限る。
住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、戸籍、就学、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、生活保護、健康管理
- (5) 本業務で実施する全庁的な仕組み（統合基盤（仮想サーバ）、データ連携、認証、ネットワーク）の検討について、過去5年間で政令指定都市のプロジェクト管理、調達支援、開発、保守、運用支援等、いずれかの業務を受託した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部
担当 システム標準化・情報システム担当 電話 048(829)1104
- (2) 交付期間
公告の日から令和6年2月16日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）
- (3) 交付方法
CD-ROM
- (4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

ウ 返信用封筒（宛先が記入されており、84円分の切手が貼ってあるもの）

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和6年2月22日（木）までに発送するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総合評価落札方式で行う。提出資料作成要領を参照のうえ技術提案書等の書類を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 提案書類の提出方法

入札説明書のとおり

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和6年3月18日（月）必着。書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部システム標準化・情報システム担当

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月21日（木）午前11時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第7会議室

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月21日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(4)イに同じ

(7) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、落札者決定基準に基づいて評価委員が審査した技術点と入札価格を評価する価格点により算出した次に掲げる方法により、総合評価点数の最も高い者を落札者とする。

ア 総合評価点数の算式

総合評価点数＝価格点＋技術点

イ 価格点と技術点の配点

(ア) 価格点 270点

(イ) 技術点 810点

ウ 価格点の算式

価格点＝{1－(入札価格×1.1)÷予定価格}×270

なお、入札価格は各入札者の入札金額とする。

エ 技術点の評価項目

技術提案書評価 810点

詳細は、入札説明書の別添、落札者決定基準による。

(8) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(9) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

電話 048(829)1064 FAX 048(829)1997

(10) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部

電話 048(829)1104 FAX 048(829)1985

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定

に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Contract for tender:

System standardization consulting and planning services for Saitama City

(2) Date and time of tender:

March 21, 2024, 11:30 a.m.

(3) Contact point for the notice:

Department of Digital Reform Promotion, City Strategy Headquarters, Saitama City

6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan

Tel: 048-829-1104

さいたま市公告（調達）第19号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、さいたま市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成15年さいたま市規則第132号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年1月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約整理番号
05-5208-42
- (2) 工事名
さいたま市立新設大和田地区小学校建設（建築）工事
- (3) 工事場所
大和田特定土地地区画整理事業地内57街区1画地、2画地
- (4) 工事期間
議会の議決を得たる日から令和8年2月17日まで
- (5) 工事概要
さいたま市立新設大和田地区小学校建設工事の建築工事
- (6) 予定価格
5,604,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (7) 調査基準価格
設定する（失格基準なし）。
- (8) 本工事は、「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」における対象工事（発注者指定方式）である。
- (9) 本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。
- (10) 本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。

2 入札参加資格

本工事の入札に参加できるのは、次の(1)から(11)までの要件を満たす構成員により結成された3者による特定共同企業体とし、その結成方法は、(12)によるものとする。

- (1) 令和5年度さいたま市の特定調達契約に係る建設工事の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種「建築工事業」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「名簿」という。）に同業種で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該業種について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和6年2月13日（火）までに資格審査の申請を行うこと。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の公告日から開札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札参加資格の確認申請の日から開札日までの間、会社更生法（平成14年法律第154号）

に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定がされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、名簿に登載されている者に限る。

- (5) 本入札の公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）による健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）による雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入している者であること。ただし、社会保険等の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- (6) 入札参加資格の確認申請の日において、建築一式工事に係る建設業法による特定建設業の許可を受けている者であること。
- (7) 本入札の公告日から令和6年3月11日（月）までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。
- (8) 本入札の公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。
- (9) 代表構成員となる者は、次の全ての要件を満たす者であること。
 - ア 入札参加資格の確認申請の日において、有効かつ最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における総合評定値が、建築一式工事について1,200点以上であること。ただし、2(4)の手続開始の決定がされた者は、手続開始決定日以降の審査基準日のものとする。
 - イ 本公告日において、平成25年度以降に、1棟の延べ面積7,000㎡以上で、鉄筋コンクリート造地上3階建て以上の建物の新築、増築又は改築工事（ただし、増築又は改築工事にあたっては、当該増築又は改築部分について延べ面積7,000㎡以上であること。）を、元請として完成させた実績があること（ただし、共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。
 - ウ 次の要件を満たす監理技術者を専任で施工現場に配置することができること。
 - (7) 建設業法における建築工事に係る監理技術者資格者証を有する者かつ監理技術者講習を受けている者であること。
 - (4) 入札参加資格の確認申請の日以前に恒常的に3か月以上の雇用関係にある者であること。
- (10) 代表構成員以外の構成員となる者は、次の全ての要件を満たす者であること。
 - ア 入札参加資格の確認申請の日において、有効かつ最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における総合評定値が、建築一式工事について900点以上であること。ただし、2(4)の手続開始の決定がされた者は、手続開始決定日以降の審査基準日のものとする。
 - イ 次の条件を満たす主任技術者を専任で施工現場に配置することができること。
 - (7) 建設業法における建築工事に係る主任技術者の資格を有している者であること。
 - (4) 入札参加資格の確認申請の日以前に恒常的に3か月以上の雇用関係にある者であること。
- (11) 官公需適格組合については、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合数値を、令和5年さいたま市告示第520号の3(1)に定める算出方法の特例により算出した客観点数に読み替えて算定できるものとする。

(12) 特定共同企業体の結成方法

ア 3者による自主結成とする。

イ 構成員の出資比率は、20%以上とし、代表構成員の出資比率は、構成員中最大とする。

ウ 事業協同組合とその組合員は、同一の特定共同企業体の構成員として本工事の入札に参加することはできない。

エ 1者が複数の特定共同企業体の構成員として本工事の入札に参加することはできない。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札コアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付等

さいたま市ホームページ及び入札情報公開システムに掲載する。

5 入札参加資格の確認

本入札に参加を希望する者は、次により、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。ただし、明らかに入札参加資格がないと認められるときは、書類を受理しない。また、受理した書類等の返却は行わない。

(1) 提出書類

入札説明書に記載のとおりとする。

また、電子入札システムを利用できない場合は、紙入札方式参加申請書とともに書面により提出すること。

(2) 提出先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
担当 工事契約第1係 電話 048(829)1180

(3) 提出期間

令和6年2月7日（水）から令和6年2月19日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(4) 提出部数

1部

6 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより通知する。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

5(2)に同じ

(2) 交付日時

令和6年2月22日（木）午前9時から午後4時まで

(3) その他

入札参加資格がない旨の確認通知には、その理由を示す。また、通知を受けた者は、その理由について、令和6年2月22日（木）から令和6年2月27日（火）（午前9時から午後5時まで）

までに5(2)に対し、書面又は口頭で説明を求めることができる。この場合、説明を求めた者に対し、令和6年2月29日(木)午後5時までに書面又は口頭により回答する。

7 入札書の提出方法

入札書の提出方法は次のとおりとする。なお、変更する場合は、別途通知する。

(1) 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

(2) 提出期間

令和6年3月7日(木)午前9時から令和6年3月11日(月)午後5時まで(持参の場合は、休日を除く午前9時から午後5時まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。)

(3) 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
工事契約第1係

8 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和6年3月12日(火)午後1時30分

(2) 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

9 落札者の決定方法

さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、当該入札価格によっては、当該入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の範囲内をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とすることがある。

10 入札保証金

免除する。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 電子証明書を不正に使用した者がした入札

(3) 電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

(4) 不備のある入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

(5) 談合その他不正行為があったと認められる入札

(6) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書類を提出した者がした入札

(7) 予定価格を超えた金額による入札

(8) 郵送又は持参による入札の場合において、次に掲げる入札をした者がした入札

ア 入札者の押印のない入札書による入札

イ 金額を訂正した入札書による入札

- ウ 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書による入札
- エ 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- オ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- カ 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- キ 他人の代理を兼ねた者がした入札
- ク 2 以上の入札書を提出した者がした入札又は 2 者以上の代理をした者がした入札
- ケ 入札書が指定の日時までに指定の場所に到着しなかった者の入札

(9) その他公告に示す事項に反した者がした入札

1 2 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）を納付又は次に掲げる有価証券等を担保として提出しなければならない。

ア 政府の保証のある債券

イ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条の金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し、又は支払い保証した小切手

ウ 銀行等の保証証書

エ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証証書

(2) 次に掲げる者は、契約保証金の納付について免除する。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出した者

イ 委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結し、その履行保証証券を提出した者

(3) 契約保証金は、契約の履行後、受注者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、受注者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は、還付しない。

1 3 支払条件

(1) 前金払

当該会計年度における支払限度額の 10 分の 4 以内とする。この場合において、1 万円未満の端数は切り捨てるものとする。

(2) 中間前金払

契約締結時に中間前金払を選択することができる。中間前金払を選択したときの中間前払金の額は、当該会計年度における支払限度額の 10 分の 2 以内とする。この場合において、1 万円未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) 部分払

3 か月ごとに出来形部分の 10 分の 9 に相当する額を限度とする。ただし、中間前金払を選択した場合においては、当該会計年度末に部分払を請求する場合を除き、部分払を請求することはできない。

1 4 その他

(1) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部契約課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 落札者は、5により確認を受けた配置予定の技術者を当該工事に専任で配置すること。

(4) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 開札は、一般に公開するものとする。ただし、傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。

(6) 議決の要否

要

さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取りかわし、議会の議決後に本契約を締結する。

(7) 契約書作成の要否

要

契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。

(8) 契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

1.5 担当課

(1) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048(829)1180 FAX 048(829)1986

(2) 工事を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市建設局建築部営繕課

電話 048(829)1528 FAX 048(829)1982

1.6 Summary

(1) Contract for tender:

Construction of a new elementary school in the Owada area, Saitama City

(2) Date and time of tender:

From March 7, 2024, 9:00 a.m. to March 11, 2024, 5:00 p.m.

(3) Date and time of bid opening:

March 12, 2024, 1:30 p.m.

(4) Contact point for the notice:

Contract Division, Contract Management Department, Finance Bureau, Saitama City
6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan
Tel: 048-829-1180

さいたま市公告（調達）第20号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和6年1月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

広報紙「市報さいたま」の印刷（単価契約）

(2) 納入場所

市が指定する場所

(3) 数量・特質等

ア 予定数量 8,060,400部

イ 特質等 入札説明書のとおり

(4) 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和5年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「印刷」内の営業種目「一般印刷」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で掲載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に掲載のない者（当該営業種目について掲載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和6年2月15日（木）までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが

なされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 令和3年4月1日以降、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体の発行部数20万部以上の広報紙（1回当たり8ページ以上）を年4回以上定期的に印刷製本し納入する旨の契約を締結し、納入した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話 048（829）1181

(2) 交付期間

公告の日から令和6年2月27日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和6年3月5日（火）及び令和6年3月6日（水）午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、1部当たりの金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和6年3月11日（月）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月13日（水）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月13日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
電話 048（829）1181 FAX 048（829）1986

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

本契約は、令和6年度歳入歳出予算が令和6年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において、令和6年4月1日に確定させる。

9 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Contract for tender:

Printing Services City Newsletter “Shihou Saitama”, approximately 8,060,400 copies

(2) Date and time of tender:

March 13, 2024, 2:00 p.m.

(3) Contact point for the notice:

Procurement Division, Contract Management Department, Finance Bureau, Saitama City

6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan

Tel: 048-829-1181

さいたま市公告（調達）第21号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和6年1月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

レーザープリンタ用トナーカートリッジ(F u j i F i l m D o c u P r i n t 3 5 0 0 d用)
(単価契約)

(2) 納入場所

さいたま市各課所等

(3) 数量・特質等

ア 予定数量 3, 350本

イ 特質等 入札説明書による。

(4) 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和5年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「事務用品・什器」内の営業種目「電算用品」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業種目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和6年2月15日（木）までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話 048(829)1181

(2) 交付期間

公告の日から令和6年2月22日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和6年2月29日（木）及び令和6年3月1日（金）午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、1本当たりの金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和6年3月11日（月）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月13日(水) 午後2時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月13日(水) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得(平成15年さいたま市制定)第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 契約事務を担当する課(問合せ先)

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

本契約は、令和6年度歳入歳出予算が令和6年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和6年4月1日に確定させる。

9 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所
- ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付
ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

- (3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Contract for tender:

Laser Printer Toner (FujiFilm DocuPrint3500d) (unit price contract), Approx. 3,350 cases

- (2) Date and time of tender:

March 13, 2024, 2:30 p.m.

- (3) Contact point for the notice:

Procurement Division, Contract Management Department, Finance Bureau, Saitama City
6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan
Tel: 048-829-1181

さいたま市公告（調達）第22号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和6年1月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名

再生コピー用紙（A4）（単価契約）

- (2) 納入場所

さいたま市内各課所、市内各市立学校及び市内各市立保育園

- (3) 数量・特質等

ア 予定数量 20,192箱

イ 特質等 入札説明書による。

- (4) 契約期間

令和6年4月1日から令和6年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和5年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「事務用品・什器」内の営業種目「紙製品」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業種目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和6年2月15日（木）までに資格審査の申請を行うこと。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話 048(829)1181
- (2) 交付期間
公告の日から令和6年2月27日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時まで）
- (3) 交付費用
無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類
 - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類

- (2) 受付期間
3(2)に同じ
 - (3) 受付場所
3(1)に同じ
 - (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
3(1)に同じ
 - (2) 交付日時
令和6年3月5日(火)及び令和6年3月6日(水)午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。
 - (3) その他
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札手続等
- (1) 入札方法
単価で行う。入札金額は、1箱当たりの金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先
 - ア 受領期限
令和6年3月11日(月)書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。
 - イ 送付先
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
 - (3) 入札の日時及び場所
 - ア 日時
令和6年3月13日(水)午後3時00分
 - イ 場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室
 - (4) 入札保証金
見積もった金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月13日(水)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得(平成15年さいたま市制定)第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 契約事務を担当する課(問合せ先)

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

本契約は、令和6年度歳入歳出予算が令和6年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において、令和6年4月1日に確定させる。

9 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Contract for tender:

Approximately 20,192 cases of A4 Size Copy Paper

(2) Date and time of tender:

March 13, 2024, 3:00 p.m.

(3) Contact point for the notice:

Procurement Division, Contract Management Department, Finance Bureau, Saitama City

6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan

Tel: 048-829-1181

さいたま市公告（調達）第23号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和6年1月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

ア 生石灰（単価契約）

イ 重金属固定剤（飛灰処理用）（単価契約）

ウ 重金属固定化剤（単価契約）

エ 高反応性消石灰（単価契約）

(2) 納入場所

ア 1(1)ア及びイの物品

さいたま市西区宝来52-1 さいたま市西部環境センター

イ 1(1)ウの物品

さいたま市緑区大崎317 さいたま市クリーンセンター大崎

ウ 1(1)エの物品

(ア) さいたま市見沼区膝子626-1 さいたま市東部環境センター

(イ) さいたま市緑区大崎317 さいたま市クリーンセンター大崎

(3) 予定数量

ア 1(1)アの物品 1,020,000kg

イ 1(1)イの物品 114,000kg

ウ 1(1)ウの物品 102,000kg

エ 1(1)エの物品 1,180,000kg

内訳 さいたま市東部環境センター 540,000kg

さいたま市クリーンセンター大崎 640,000kg

(4) 特質等

入札説明書による。

(5) 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和5年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「医療・衛生・福祉器材」内の営業種目「工業薬品」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業種目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和6年2月15日（木）までに資格審査の申請を行うこと。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話 048(829)1181
- (2) 交付期間
公告の日から令和6年2月27日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時まで）
- (3) 交付費用
無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する購入物品ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する購入物品ごとに、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和6年3月5日(火)及び令和6年3月6日(水)午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において、競争入札に付する購入物品ごとの返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する購入物品ごとに単価で行う。入札金額は、購入物品1kg当たりの金額を入札書に記載することとし、当該金額(単価)は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和6年3月12日(火)書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

(ア) 1(1)アの物品 令和6年3月14日(木)午前9時30分

(イ) 1(1)イの物品 令和6年3月14日(木)午前9時45分

(ウ) 1(1)ウの物品 令和6年3月14日(木)午前10時00分

㊦ 1(1)エの物品 令和6年3月14日(木)午前10時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局水道庁舎2階会議室

(4) 入札保証金

競争入札に付する購入物品ごとに見積もった金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月14日(木)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得(平成15年さいたま市制定)第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 契約事務を担当する課(問合せ先)

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

7 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった購入物品ごとに、契約金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

本契約は、令和6年度歳入歳出予算が令和6年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和6年4月1日に確定させる。

9 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

- (3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Contract for tender:

- a Quicklime, approximately 1,020,000 kg
- b Heavy Metal Fixation Agent, approximately 114,000 kg
- c Heavy Metal Fixation Agent, approximately 102,000 kg
- d High Reactive Calcium Hydroxide, approximately 1,180,000 kg

- (2) Date and time of tender:

- a March 14, 2024, 9:30 a.m.
- b March 14, 2024, 9:45 a.m.
- c March 14, 2024, 10:00 a.m.
- d March 14, 2024, 10:15 a.m.

- (3) Contact point for the notice:

Procurement Division, Contract Management Department, Finance Bureau, Saitama City
6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan
Tel: 048-829-1181

さいたま市公告（調達）第24号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和6年1月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名

- ア さいたま市立病院手術機器賃貸借
- イ さいたま市立病院在宅酸素療法酸素供給装置(既存患者分)賃貸借

- (2) 借入場所

- ア 1(1)アの賃貸借
さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院
- イ 1(1)イの賃貸借
さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院及び患者宅

- (3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和5年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「レンタル・リース」内の営業種目「医療機器レンタル等」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業種目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和6年2月14日（水）までに資格審査の申請を行うこと。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 本入札の公告日において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく高度管理医療機器等の貸与業の許可を受けている者であること。
- (7) 令和3年4月1日以降に、国（独立行政法人含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする賃貸借契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院財務課
担当 調達係 電話 048（873）4274

(2) 交付期間

公告の日から令和6年2月21日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30

分から午後 5 時 15 分まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和 6 年 2 月 21 日（水）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒336-8522 さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院財務課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和 6 年 3 月 1 日（金）午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に 94 円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する件名ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和6年3月12日（火）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

4(5)イに同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

(7) 1(1)アの賃貸借 令和6年3月18日（月）午前10時00分

(イ) 1(1)イの賃貸借 令和6年3月18日（月）午前10時10分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階会議室1

(4) 入札保証金

競争入札に付する件名ごとに見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月18日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院財務課
電話 048（873）4274 FAX 048（873）5451

7 契約手続等

(1) 契約保証金

落札となった件名ごとに契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

本契約は、令和6年度歳入歳出予算が令和6年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和6年4月1日に確定させる。

9 その他

- (1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所
ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付
ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

- (3) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院財務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Lease contract for tender:

- a Surgical equipment for Saitama City Hospital
- b Home oxygen therapy oxygen delivery devices for Saitama City Hospital
(to accommodate existing patients)

- (2) Date and time of tender:

- a Tender of lease: March 18, 2024, 10:00 a.m.
- b Tender of lease: March 18, 2024, 10:10 a.m.

- (3) Contact point for the notice:

Hospital Finance Division, Department of Hospital Administration, City Hospital,
Bureau of Health and Hygiene, Saitama City
2460 Mimuro, Midori Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 336-8522, Japan
Tel: 048-873-4274

さいたま市公告（調達）第25号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和6年1月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
館岩少年自然の家建物管理業務
- (2) 履行場所
福島県南会津郡南会津町宮里字向山 2847-1

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和5年度さいたま市の特定調達契約に係る業務委託の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業務「建物管理等」、「清掃」及び「保守点検」の資格を有すると認められた者であること。
なお、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に同業務で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該業務について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和6年2月14日（水）までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 次に掲げる資格を有する者を配置できる者であること。

ア 電気工事士法（昭和35年法律第139号）に基づく第二種電気工事士及び認定電気工事従事者又は第一種電気工事士

イ 消防法（昭和23年法律第186号）に基づく危険物保安監督者（取扱危険物：乙種第4類）

ウ 水道法（昭和32年法律第177号）に基づく水道技術管理者

エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく建築物環境衛生管理技術者

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。入札説明書等の交付を希望する者は、次のホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p057581.html>

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(1)イに同じ

(3) 送付先

〒967-0347 福島県南会津郡南会津町宮里字向山2847-1 さいたま市教育委員会
会館岩少年自然の家

(4) 提出方法

郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。）とし、受付期間内必着とする。）

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和6年3月6日（水）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和6年3月13日（水）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校
教育部学事課

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月15日（金）午後1時45分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所第二別館1階第1会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月15日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6 (3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は、同条第3項の規定により調査を行う場合がある。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部学事課
電話 048 (829) 1646 FAX 048 (829) 1990

(9) 業務を担当する課

福島県南会津郡南会津町宮里字向山2847-1 さいたま市教育委員会館岩少年自然の家
電話 0241 (78) 2311 FAX 0241 (78) 2313

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

本契約は、令和6年度歳入歳出予算が令和6年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和6年4月1日に確定させる。

9 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所
ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
電話 048 (829) 1179 FAX 048 (829) 1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市教育委員会館岩少年自然の家及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Contract for tender:

Building management of Tateiwa Children's Nature Center

(2) Date and time of tender:

March 15, 2024, 1:45 p.m.

(3) Contact point for the notice:

Tateiwa Children's Nature Center, Department of School Education, Board of Education
Secretariat, Saitama City

2847-1 Miyasato-Aza-Mukaiyama, Minamiaizu Town, Minamiaizu County, Fukushima

Prefecture 967-0347, Japan

Tel: 0241-78-2311

○特定調達契約の落札者等の公示

さいたま市公告（調達）第26号

次のとおり落札者等について公示します。

令和6年1月31日

さいたま市長 清水 勇 人

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

①26-1 ②さいたま市物価高騰対応重点支援給付金総合事務業務 ③さいたま市福祉局生活福祉部福祉総務課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和6年1月10日 ⑤株式会社インバウンドテック 代表取締役 東間大 東京都新宿区新宿2-3-13 大橋ビル ⑥78,474,000円 ⑦一般競争入札 ⑧令和5年12月22日さいたま市公告（調達）第136号

○一般競争入札の告示

さいたま市告示第187号

令和6年度さいたま市長記者会見インターネット配信業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
令和6年度さいたま市長記者会見インターネット配信業務
 - (2) 履行場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所
 - (3) 業務概要
仕様書のとおり
 - (4) 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 2 競争入札参加資格に関する事項
- 本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。
- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「製作等」で登載されている者であること。
 - (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
 - (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
 - (4) 平成30年4月1日以降、本業務と同種の業務実績を有し、契約書の写し又は業務完了検査証の写しを提示できる者であること。
- 3 入札説明書等の交付
- 本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
 - ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部広報課
担当 清水、池野 電話 048（829）1017
 - イ さいたま市ホームページからダウンロード
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p112536.html>
 - (2) 交付期間
告示の日から令和6年2月9日（金）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）
 - (3) 交付費用
無償
- 4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」と

いう。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和6年2月14日(水)午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、1回当たりの金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年2月20日(火)午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階小ホール

(3) 入札保証金

見積もった金額(単価)に予定実施回数に乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただ

し、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年2月20日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部秘書課
電話 048（829）1014 FAX 048（829）1018

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部広報課
電話 048（829）1017 FAX 048（829）1018

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に予定実施回数に乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 契約条項等は、さいたま市市長公室秘書広報部広報課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第188号

令和6年度さいたま市「市報さいたま」宅配業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和6年度さいたま市「市報さいたま」宅配業務

(2) 履行場所

さいたま市全域

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「運送・運行」内の受注希望業務「市報等配送・配布」で登載されている者で、本市内に本社、支社又は営業所等を有している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 平成21年4月1日以降に、毎月1回以上発行する印刷物を連続して6か月以上、特定の行政区域全域に、配布員による全戸配布（1回当たり、20万世帯以上）の実績（元請に限る。）を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部広報課
担当 桐生、西田 電話 048(829)1039

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p040077.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和6年2月9日（金）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和6年2月9日（金）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部広報課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和6年2月14日（水）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 仕様書の貸出

仕様書の貸出を希望する者は、業務委託仕様書貸出申請書を3(1)イのホームページからダウンロードし、必要事項を記載の上、貸出場所に提出すること。

(1) 貸出場所

3(1)アに同じ

(2) 受付期間

3(2)に同じ

7 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、1部当たりの額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年2月20日（火）午前10時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階小ホール

(3) 入札保証金

見積もった金額（単価）に年間予定配布部数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 入札に関する注意事項

ア 入札参加資格の確認

- ⑦ 入札参加資格がある旨の競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。
- ⑧ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

ウ 入札回数等

- ⑦ 再度入札は、1回までとする。
- ⑧ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

エ 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

オ 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

カ その他

- ⑦ 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

㊦ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年2月20日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

8(2)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部秘書課
電話 048(829)1014 FAX 048(829)1018

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部広報課
電話 048(829)1039 FAX 048(829)1018

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に年間予定配布部数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 契約条項等は、さいたま市市長公室秘書広報部広報課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第189号

令和6年度さいたま市「市報さいたま」拠点施設等配達業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の

規定に基づき公告する。

令和6年1月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和6年度さいたま市「市報さいたま」拠点施設等配達業務

(2) 履行場所

さいたま市全域

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「運送・運行」内の受注希望業務「市報等配送・配布」で掲載されている者で、本市内に本社、支社又は営業所等を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本入札の告示日を起算日として過去5年の間、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする業務の契約実績を1件以上有し、かつ、これら全てを誠実に履行している者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部広報課
担当 桐生、西田 電話 048(829)1039

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p057739.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和6年2月9日（金）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条

例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和6年2月9日（金）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部広報課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和6年2月14日（水）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年2月20日（火）午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階小ホール

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 入札に関する注意事項

ア 入札参加資格の確認

⑦ 入札参加資格がある旨の競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

⑧ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

ウ 入札回数等

⑦ 再度入札は、1回までとする。

⑧ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

エ 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

オ 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

カ その他

⑦ 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

⑧ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年2月20日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部秘書課
電話 048(829)1014 FAX 048(829)1018

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部広報課
電話 048(829)1039 FAX 048(829)1018

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 契約条項等は、さいたま市市長公室広報課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第190号

さいたま市催事情報放映システム構築・運営・広告掲載業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市催事情報放映システム構築・運営・広告掲載業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「製作等」又は「その他」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部広報課
担当 桐生、巴、西田 電話 048(829)1039

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/004/p112404.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和6年2月9日（金）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ（持参の場合は、休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

- (3) 受付場所
3(1)アに同じ
- (4) 提出方法
持参又は電子メール（電子メールアドレス koho@city.saitama.lg.jp）
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
3(1)アに同じ
- (2) 交付日時
令和6年2月14日（水）午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) その他
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札手続等
- (1) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札の日時及び場所
- ア 日時
令和6年2月20日（火）午前10時45分
- イ 場所
さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階小ホール
- (3) 入札保証金
見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。
- (4) 開札の日時及び場所
- ア 日時
令和6年2月20日（火）入札終了後、直ちに行う。
- イ 場所
6(2)イに同じ
- (5) 落札者の決定方法
さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格以上で、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。
- (6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部秘書課

電話 048(829)1014 FAX 048(829)1018

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部広報課

電話 048(829)1039 FAX 048(829)1018

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市市長公室秘書広報部広報課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第180号

さいたま市人事評価等システム機器賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市人事評価等システム機器賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市データセンター

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和6年7月1日から令和11年6月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）

(以下「名簿」という。)に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 仕様書の内容を遵守し確実に行うことができること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局人事部人事課
担当 制度係 電話 048(829)1092

(2) 交付期間

告示の日から令和6年2月9日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和6年2月15日(木)午前9時から午後5時まで

なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価(月額)で行う。入札金額は、賃借料(保守費用等、当該業務にかかる経費の全てを含む。)

1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年2月22日(木)午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第3会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額(月額)に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年2月22日(木)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局人事部人事課

電話 048(829)1092 FAX 048(829)1998

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(月額)に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市総務局人事部人事課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第208号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名(物品の購入)

レーザプリンタ用ドラムカートリッジ(F u j i F i l m D o c u P r i n t 3 5 0 0 d用)
(単価契約)

(2) 納入場所

さいたま市各課所等

(3) 数量・特質等

ア 予定数量 860本

イ 特質等 入札説明書による。

(4) 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(物品納入等)

(以下「名簿」という。)に種目「事務用品・什器」内の営業種目「電算用品」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048(829)1181

(2) 交付期間

告示の日から令和6年2月22日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和6年2月29日(木)及び令和6年3月1日(金)午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、1本当たりの金額を入札書に記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月13日(水)午後2時45分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月13日(水)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 特記事項

本契約は、令和6年度歳入歳出予算が令和6年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和6年4月1日に確定させる。

10 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第209号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）

再生コピー用紙（A3）（単価契約）

(2) 納入場所

さいたま市内各課所、市内各市立学校及び市内各市立保育園

(3) 数量・特質等

ア 予定数量 3,968箱

イ 特質等 入札説明書のとおり

(4) 契約期間

令和6年4月1日から令和6年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「事務用品・什器」内の営業種目「紙製品」で登載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこと

とされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話 048(829)1181

(2) 交付期間

告示の日から令和6年2月27日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和6年3月5日（火）及び令和6年3月6日（水）午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退し

たものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、1箱当たりの金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月13日（水）午後3時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月13日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048（829）1181 FAX 048（829）1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 特記事項

本契約は、令和6年度歳入歳出予算が令和6年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和6年4月1日に確定させる。

10 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第202号

さいたま市市税等徴収金収納業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市市税等徴収金収納業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務内容

さいたま市市税等徴収金収納業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、税徴収金の消込（収入整理）業務、過誤納金の還付・充当業務、口座振替業務及び督促・催告業務を行う。

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下、「名簿」という。）に登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 本入札の告示日において、本市内に本店または支店・営業所などを有している者であること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ]27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。
- 3 仕様書の交付
- 本入札に参加を希望する者に対し、仕様書を交付するものとする。
- (1) 交付方法
- さいたま市ホームページからダウンロードする。
- <https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p112322.html>
- (2) 交付期間
- 本入札の告示日から令和6年2月14日（水）まで
- 4 質問の受付及び回答
- 本入札の業務等に質問のある場合は、次により受け付けるものとする。
- (1) 質問方法
- 電子メールによる。
- (2) 質問先
- さいたま市財政局税務部収納対策課
- 電子メールアドレス shuuno-taisaku@city.saitama.lg.jp
- (3) 受付期間
- 本入札の告示日から令和6年2月19日（月）午後5時まで
- (4) 回答方法
- 令和6年2月22日（木）にさいたま市ホームページ上で回答する。
- 5 入札参加資格の有無の確認
- 本入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込及び参加資格確認の申請を行わなければならない。
- (1) 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の交付
- ア 交付方法
- 3(1)に同じ
- イ 交付期間
- 3(2)に同じ
- (2) 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出
- ア 提出書類
- (イ) 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- (ロ) 2(4)及び(5)の資格を有することを証する書面の写し
- イ 提出場所
- 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所6階 さいたま市財政局税務部収納対策課
- ウ 受付期間
- 3(2)に同じ

エ 提出方法

持参または郵送（郵送の際は、必ず一般書留（簡易書留を含む。）にて送付すること。封筒にはあて名を「さいたま市役所財政局税務部収納対策課」とし、表面に「入札参加申込兼資格確認申請書」と朱書きするとともに、入札参加者の住所、名称（法人にあっては法人名）を記載しなければならない。）

(3) 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

一般競争入札参加申込及び参加資格確認の申請を行った者に対し、入札参加資格確認終了後、次により競争入札参加資格確認結果通知書（以下「通知」という。）を交付するものとする。

ア 交付場所

5(2)イに同じ

イ 交付日時

令和6年2月19日（月）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

ウ 交付方法

郵送希望者については、5(2)の書類提出時において返信用封筒に94円切手を添付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和6年2月22日（木）午後4時までにさいたま市財政局税務部収納対策課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札に関する注意事項

(1) 入札参加資格者の確認

ア 入札時には入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(2) 入札書の到達期限及び送付先

ア 到達期限

令和6年2月27日（火）

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部収納対策課

(3) 入札方法

ア 入札書の提出は送付先への郵送とし、二重封筒を用いる。郵送の際は、必ず一般書留（簡易書留を含む。）にて送付すること。内封筒には入札書を封入の上、件名、開札日時及び入札参加者を記載し封かんする。封かんした内封筒を郵送用の外封筒に封入し送付する。外封筒にはあて名を「さいたま市役所財政局税務部収納対策課」とし、表面に「入札書在中」と朱書きするとともに、入札参加者の住所、名称（法人にあっては法人名）を記載しなければならない。

イ 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 再度入札

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、再度期日を定め再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札の方法及び期日については、再度入札者参加者にさいたま市ホームページにて公表する。

エ 再度入札の入札書をウで公表した期日までに提出しなかった者は、入札を辞退したものとみなす。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出しなければならない。ただし、入札書等の到達後の入札辞退は認めないものとする。

(6) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) その他

ア 入札書を持参により提出することはできない

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

ウ 落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

8 開札に立会う者に関する事項

(1) 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とし、1名のみ入札場所に入場できる。

(2) 代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けなければならない。

(3) 開札時には、必ず携帯電話の電源を切ること。

(4) 入札者及びその代理人は、開札場へ入場するときに、競争入札参加資格確認結果通知書の提示を求めることがあるので、必ず持参すること。

9 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

10 開札の日時、場所及び開札結果

(1) 日時

令和6年2月29日（木）午前10時00分

(2) 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所地下1階第2会議室

(3) 開札結果

落札者の決定については、その者の商号または氏名及び落札金額を発表し、落札決定の旨を宣言する。また、落札者について、当該入札参加者に対し、開札日当日の午後5時までに電話また

は書面により連絡する。あわせて、さいたま市ホームページにて公表する。

1.1 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

1.2 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

1.3 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) さいたま市契約規則第13条の規定において無効と定める入札。
- (2) 到達期限までに到達しなかった入札書による入札。
- (3) 7(2)(3)に規定した方法によらずに送付された入札書による入札。

1.4 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

1.5 支払条件

委託料の支払いは、契約履行確認検査後、毎月払いで消費税及び地方消費税額を加算した額とする。なお、詳細については落札者決定後、協議を行う。

1.6 その他

- (1) この告示に係る入札に用いる書類は、さいたま市ホームページからダウンロードして使用すること。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p112322.html>

- (2) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 契約書の作成を要する。
- (5) 本契約の効果は、令和6年度予算の成立を要件とする。
- (6) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部収納対策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

1.7 問い合わせ先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部収納対策課
電話 048(829)1167

電子メールアドレス shuuno-taisaku@city.saitama.lg.jp

さいたま市公告第199号

さいたま市支所・市民の窓口公金警備輸送等業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月29日

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市支所・市民の窓口公金警備輸送等業務
- (2) 履行場所
さいたま市西区西遊馬 2 3 6 - 2 外
- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「運送・運行」又は「警備」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者
 - イ 施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 直近 2 年間で、さいたま市指定金融機関である株式会社埼玉りそな銀行へ直接現金を納入する業務を受託し、かつ適切に業務を完了した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4 さいたま市市民局区政推進部
担当 中村、田中 電話 0 4 8 (8 2 9) 1 8 3 3 FAX 0 4 8 (8 2 9) 1 9 9 2
- (2) 交付期間
告示の日から令和 6 年 2 月 1 3 日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで）
- (3) 交付費用
無償
- (4) 交付方法
手交、郵送又は電子メール
- (5) その他

郵送又は電子メールによる交付を希望する者は、3(2)の期間内に、3(1)に連絡すること。

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

郵送又は持参

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和6年2月13日（火）必着

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

全て郵送とする。

(2) 交付日時

令和6年2月20日（火）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年2月28日（水）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13

年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年2月28日(水)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

電話 048(829)1833 FAX 048(829)1992

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市市民局区政推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市公告第200号

さいたま市区役所区民課・支所等巡回メール業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市区役所区民課・支所等巡回メール業務

(2) 履行場所

さいたま市西区西大宮3-4-2外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「運送・運行」内の受注希望業務「使送便」で登載され、本市内に本社、支社又は営業所等を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 直近2年間で、本業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、確実に履行した実績を有している者で、かつ総務省より特定信書便事業の許可を受けている者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

担当 中村、田中 電話 048(829)1833 FAX 048(829)1992

(2) 交付期間

告示の日から令和6年2月13日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

手交、郵送又は電子メール

(5) その他

郵送又は電子メールによる交付を希望する者は、3(2)の期間内に、3(1)に連絡すること。

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

郵送又は持参

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和6年2月13日(火) 必着

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

全て郵送とする。

(2) 交付日時

令和6年2月20日(火)までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年2月28日(水) 午前10時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年2月28日(水) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

電話 048(829)1833 FAX 048(829)1992

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市市民局区政推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第201号

さいたま市マイナンバーカード交付予約コールセンター等運營業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市マイナンバーカード交付予約コールセンター等運營業務

(2) 履行場所

コールセンター設置場所（日本国内）

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「電話交換」、「受付案内」及び「その他」で掲載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）の認証を取得していること。
- (5) ISMS適合性評価の認定取得をしていること。
- (6) 国または地方自治体において、過去3年以内に同類、同規模の業務委託契約を締結した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

担当 小林、狐塚 電話 048(829)1833 FAX 048(829)1992

(2) 交付期間

告示の日から令和6年2月13日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD-ROM

(5) その他

郵送又は電子メールによる交付を希望する者は、3(2)の期間内に、3(1)に連絡すること。

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

郵送又は持参

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和6年2月13日(火) 必着

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和6年2月20日(火) までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年2月28日(水) 午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年2月28日(水) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

電話 048(829)1833 FAX 048(829)1992

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市市民局区政推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第161号

令和6年度さいたま市臨時グラウンド清掃及び除草業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和6年度さいたま市臨時グラウンド清掃及び除草業務

(2) 履行場所

田島臨時グラウンド外7か所

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（土木施設維持管理）（以下「名簿」という。）に業務分類「苑地維持管理」で登載され、本市内に本店を有し、かつ、さいたま市一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p112306.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和6年2月8日（木）まで

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和6年2月8日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課
担当 スポーツ施設係 電話 048（829）1729

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日時

令和6年2月21日（水）午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月14日（木） 午前9時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第7会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月14日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課
担当 スポーツ振興係

電話 048(829)1058 FAX 048(829)1996

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、ホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第148号

さいたま市立病院警備・駐車場等管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院警備・駐車場等管理業務

(2) 履行場所

ア さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

イ さいたま市緑区大字三室2423-11 さいたま市立病院看護師寮

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」内の受注希望業務「駐車場管理」及び業務「警備」の等級区分がA級で受注希望業務「警備（機械警備業務を除く）」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要

綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 令和3年4月1日以降、病床数500床以上の病院における施設警備業務を年間契約で2件以上締結し、確実に履行した実績（元請に限る。）を有している者であること。
- (5) 本入札の告示日において、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定に基づく埼玉県公安委員会の認定を受けている者であること。
- (6) 警備業法第22条の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者を1名以上配置できる者であること。
- (7) 本入札の告示日において、本市内に本店を有している者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を1部交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課
担当 持田 電話 048(873)4248

(2) 交付期間

告示の日から令和6年2月9日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和6年2月21日（水）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和6年2月28日（水）までにさいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月4日（月）午前10時15分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階アッセンブリーホール

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

8 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和6年3月4日（月）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

7(2)イに同じ

10 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

11 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

12 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

13 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課
電話 048(873)4248 FAX 048(873)5451

14 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。
なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

15 特記事項

本契約は、令和6年度歳入歳出予算が令和6年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和6年4月1日に確定させる。

16 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第149号

さいたま市立病院電話交換業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院電話交換業務

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」の等級区分がA級で受注希望業務「電話交換」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 令和3年4月1日以降、病床数500床以上の病院における電話交換業務を年間契約で2件以上締結し、確実に履行した実績（元請に限る。）を有している者であること。

(5) 本入札の告示日において、本市内に本店を有している者であること

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を1部交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課
担当 持田 電話 048(873)4248

(2) 交付期間

告示の日から令和6年2月9日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さい

たま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和6年2月21日(水)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和6年2月28日(水)までにさいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月4日(月)午前10時30分

イ 場所

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

8 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和6年3月4日（月）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

7(2)イに同じ

10 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

11 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

12 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

13 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課

電話 048(873)4248 FAX 048(873)5451

1.4 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

1.5 特記事項

本契約は、令和6年度歳入歳出予算が令和6年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和6年4月1日に確定させる。

1.6 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第158号

さいたま市立病院看護師寮及びさいたま市立高等看護学院学生宿舎管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院看護師寮及びさいたま市立高等看護学院学生宿舎管理業務

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室2423-11 さいたま市立病院看護師寮

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」の等級区分がB級以上で受注希望業務「建物総合管理」で掲載されている者であること。
 - (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
 - (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
 - (4) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定に基づく埼玉県公安委員会の認定を受けていること。
 - (5) 警備業法（昭和47年法律第117号）第22条の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けているものが1名以上在籍していること。
 - (6) 本入札の告示日において、本市内に本店を有している者であること。
- 3 入札説明書等の交付
- 本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を1部交付するものとする。
- (1) 交付場所
さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課 担当 持田 電話 048（873）4248
 - (2) 交付期間
告示の日から令和6年2月9日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）
 - (3) 交付費用
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登録されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
 - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間
3(2)に同じ
 - (3) 受付場所
3(1)に同じ

- (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
3(1)に同じ
- (2) 交付日時
令和6年2月21日(水) 午前9時から午後4時まで
- (3) その他
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札参加資格の有無の再確認
入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和6年2月28日(水)までにさいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。
- 7 入札手続等
- (1) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札の日時及び場所
- ア 日時
令和6年3月4日(月) 午前10時45分
- イ 場所
さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階アッセンブリーホール
- (3) 入札参加資格の確認
- ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。
- イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。
- (4) 提出書類
代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。
- (5) 入札回数等
- ア 再度入札は、1回までとする。
- イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (6) 入札の辞退
入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。
- (7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

8 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和6年3月4日（月）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

7(2)イに同じ

10 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未滿の入札をした者は、再度入札に参加できない。

11 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

12 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

13 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課
電話 048(873)4248 FAX 048(873)5451

14 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。

なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

15 特記事項

本契約は、令和6年度歳入歳出予算が令和6年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和6年4月1日に確定させる。

16 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第150号

さいたま市立病院中央材料室運営・清潔区域管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市立病院中央材料室運営・清潔区域管理業務
- (2) 履行場所
さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院
- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 令和3年4月1日以降、病床数500床以上の病院における院外滅菌消毒業務を年間契約で2件以上締結し、確実に履行した実績（元請に限る。）を有している者であること。

- (5) 一般財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度において、院内滅菌消毒業務、院外滅菌消毒業務及び院内清掃業務の認定を受けている者であること。
- 3 入札説明書等の交付
- 本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を1部交付するものとする。
- (1) 交付場所
- さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課
担当 佐々木 電話 048(873)4248
- (2) 交付期間
- 告示の日から令和6年2月9日(金)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)
- (3) 交付費用
- 無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間
- 3(2)に同じ
- (3) 受付場所
- 3(1)に同じ
- (4) 提出方法
- 持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
- 3(1)に同じ
- (2) 交付日時
- 令和6年2月21日(水)午前9時から午後4時まで
- (3) その他
- 郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札参加資格の有無の再確認
- 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和6年2月28日(水)までにさいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。
- 7 入札手続等
- (1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月4日（月）午前11時30分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階アッセンブリーホール

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

8 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和6年3月4日（月）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

7(2)イに同じ

10 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

1.1 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

1.2 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

1.3 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課
電話 048(873)4248 FAX 048(873)5451

1.4 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。
なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

1.5 特記事項

本契約は、令和6年度歳入歳出予算が令和6年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和6年4月1日に確定させる。

1.6 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第146号

さいたま市立病院基準寝具賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院基準寝具賃貸借

- (2) 借入場所
さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院
 - (3) 数量・特質等
仕様書のとおり
 - (4) 借入期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 2 競争入札参加資格に関する事項
- 本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。
- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「寝具レンタル等」で登載されている者であること。
 - (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
 - (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
 - (4) 一般財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度において寝具類洗濯業務の認定を受けている者であること。
 - (5) 令和3年4月1日以降に、病床数500床以上の病院における基準寝具の賃貸借を年間契約で2件以上締結し、確実に履行した実績（元請に限る。）を有している者であること。
- 3 入札説明書等の交付
- 本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を1部交付するものとする。
- (1) 交付場所
さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課
担当 持田 電話 048（873）4248
 - (2) 交付期間
告示の日から令和6年2月9日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）
 - (3) 交付費用
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類
 - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間
3(2)に同じ
 - (3) 受付場所
3(1)に同じ
 - (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
3(1)に同じ
 - (2) 交付日時
令和6年2月21日(水) 午前9時から午後4時まで
 - (3) その他
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札参加資格の有無の再確認
入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和6年2月28日(水)までにさいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。
- 7 入札手続等
- (1) 入札方法
単価(日額)で行う。入札金額は、賃借料1日当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札の日時及び場所
 - ア 日時
令和6年3月5日(火) 午前10時00分
 - イ 場所
さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階アセンブリーホール
 - (3) 入札参加資格の確認
 - ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。
 - イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。
 - (4) 提出書類
代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

- (5) 入札回数等
 - ア 再度入札は、1回までとする。
 - イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (6) 入札の辞退
 - 入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。
- (7) 独占禁止法関係法令の遵守
 - 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。
- (8) その他
 - ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
 - イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。
- 8 入札保証金
 - 見積もった金額（日額）に日数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。
- 9 開札の日時及び場所
 - (1) 日時
 - 令和6年3月5日（火）入札終了後、直ちに行う。
 - (2) 場所
 - 7(2)イに同じ
- 10 落札者の決定方法
 - さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。
- 11 入札の無効
 - さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。
- 12 入札事務を担当する課
 - さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課
電話 048（873）4248 FAX 048（873）5451
- 13 契約手続等
 - (1) 契約保証金
 - 契約金額（日額）に日数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。
 - (2) 契約書作成の要否
 - 要
- 14 特記事項
 - 本契約は、令和6年度歳入歳出予算が令和6年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和6年4月1日に確定させる。

1 5 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第145号

さいたま市立病院カーテン賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市立病院カーテン賃貸借
- (2) 借入場所
さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院
- (3) 数量・特質等
仕様書のとおり
- (4) 借入期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「寝具レンタル等」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 一般財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度において寝具類洗濯業務

の認定を受けている者であること。

- (5) 令和3年4月1日以降に、病床数500床以上の病院におけるカーテンの賃貸借を年間契約で2件以上締結し、確実に履行した実績（元請に限る。）を有している者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を1部交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課
担当 持田 電話 048(873)4248

(2) 交付期間

告示の日から令和6年2月9日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和6年2月21日（水）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和6年2月28日（水）までにさいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価（日額）で行う。入札金額は、賃借料1日当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月5日（火）午前10時15分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階アッセンブリーホール

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

8 入札保証金

見積もった金額（日額）に日数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和6年3月5日（火）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

7(2)イに同じ

10 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範

圏内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

1.1 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

1.2 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課
電話 048(873)4248 FAX 048(873)5451

1.3 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(日額)に日数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

1.4 特記事項

本契約は、令和6年度歳入歳出予算が令和6年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和6年4月1日に確定させる。

1.5 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第151号

さいたま市立病院洗濯業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院洗濯業務

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」内の受注希望業務「その他」で掲載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 一般財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度において寝具類洗濯業務の認定を受けている者であること。
- (5) 令和3年4月1日以降に、病床数500床以上の病院における洗濯業務を年間契約で2件以上締結し、確実に履行した実績（元請に限る。）を有している者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を1部交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課
担当 持田 電話 048（873）4248
- (2) 交付期間
告示の日から令和6年2月9日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）
- (3) 交付費用
無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に掲載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類
 - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間
3(2)に同じ

- (3) 受付場所
3(1)に同じ
- (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
 - (1) 交付場所
3(1)に同じ
 - (2) 交付日時
令和6年2月21日(水) 午前9時から午後4時まで
 - (3) その他
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札参加資格の有無の再確認
入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和6年2月28日(水)までにさいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。
- 7 入札手続等
 - (1) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札の日時及び場所
 - ア 日時
令和6年3月5日(火) 午前10時30分
 - イ 場所
さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階アッセンブリーホール
 - (3) 入札参加資格の確認
 - ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。
 - イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。
 - (4) 提出書類
代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。
 - (5) 入札回数等
 - ア 再度入札は、1回までとする。
 - イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
 - (6) 入札の辞退
入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その

際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

8 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和6年3月5日（火）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

7(2)イに同じ

10 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

11 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

12 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

13 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課
電話 048（873）4248 FAX 048（873）5451

14 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。

なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

15 特記事項

本契約は、令和6年度歳入歳出予算が令和6年3月31日までにさいたま市議会で可決された

場合において令和6年4月1日に確定させる。

16 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第147号

さいたま市立病院当直用寝具賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市立病院当直用寝具賃貸借
- (2) 借入場所
ア さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院
イ さいたま市緑区大字三室2423-11 さいたま市立病院看護師寮
- (3) 数量・特質等
仕様書のとおり
- (4) 借入期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「寝具レンタル等」で掲載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受け

ている期間がない者であること。

- (4) 一般財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度において寝具類洗濯業務の認定を受けている者であること。
- (5) 令和3年4月1日以降に、病床数500床以上の病院における当直用寝具の賃貸借を年間契約で2件以上締結し、確実に履行した実績（元請に限る。）を有している者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を1部交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課
担当 持田 電話 048(873)4248

(2) 交付期間

告示の日から令和6年2月9日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和6年2月21日（水）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和6年2月28日（水）までにさいたま市保健衛

生局市立病院病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価（日額）で行う。入札金額は、賃借料1日1組当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月5日（火）午前10時45分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階アッセンブリーホール

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

8 入札保証金

見積もった金額（日額）に日数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和6年3月5日（火）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

7(2)イに同じ

1 0 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 1 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

1 1 入札の無効

さいたま市契約規則第 1 3 条に該当する入札は無効とする。

1 2 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室 2 4 6 0 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課
電話 0 4 8 (8 7 3) 4 2 4 8 F A X 0 4 8 (8 7 3) 5 4 5 1

1 3 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（日額）に日数を乗じた額の 1 0 0 分の 1 0 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 3 0 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

1 4 特記事項

本契約は、令和 6 年度歳入歳出予算が令和 6 年 3 月 3 1 日までにさいたま市議会で可決された場合において令和 6 年 4 月 1 日に確定させる。

1 5 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第 1 5 9 号

さいたま市立病院設備管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 6 年 1 月 2 5 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院設備管理業務

(2) 履行場所

ア さいたま市緑区大字三室 2 4 6 0 さいたま市立病院

イ さいたま市緑区大字三室 2 4 2 3 - 1 1 さいたま市立病院看護師寮

- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 2 競争入札参加資格に関する事項
本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。
- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」の等級区分がA級で受注希望業務「建物総合管理」並びに業務「保守点検」内の受注希望業務「電気設備保守点検」、「ボイラー保守点検」、「空調設備保守点検」及び「給排水設備保守点検」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 令和3年4月1日以降、病床数500床以上の病院における24時間常駐する設備管理業務を年間契約で2件以上締結し、確実に履行した実績（元請に限る。）を有している者であること。
- (5) 次の資格者を配置できる者であること。
ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する電気主任技術者（第3種以上）
イ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定するボイラー技士（1級以上）
ウ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年第107号）に規定する公害防止主任者（大気関係2名・水質関係2名）
エ 消防法（昭和23年法律第186号）に規定する危険物取扱者（第4類、乙種以上）
オ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に規定する特定高圧ガス取扱主任者又は製造保安責任者等の高圧ガス関係の資格者
カ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に規定する建築物環境衛生管理技術者
キ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に規定するエネルギー管理者又はエネルギー管理員
- (6) 本入札の告示日において、本市内に本店、支店又は営業所のいずれかを有している者であること。
- 3 入札説明書等の交付
本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を1部交付するものとする。
- (1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460　さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課
担当 佐々木 電話 048(873)4248

(2) 交付期間

告示の日から令和6年2月9日(金)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さい
たま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」と
いう。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確
認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和6年2月21日(水)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た
場合のみ受け付けるものとする。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和6年2月28日(水)までにさいたま市保健衛
生局市立病院病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の
10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切
り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課
税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する
金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月5日(火) 午前11時00分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階アッセンブリーホール

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

8 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和6年3月5日(火) 入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

7(2)イに同じ

10 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

11 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

1.2 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

1.3 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課
電話 048(873)4248 FAX 048(873)5451

1.4 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否
要

(3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。
なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

1.5 特記事項

本契約は、令和6年度歳入歳出予算が令和6年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和6年4月1日に確定させる。

1.6 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第155号

さいたま市立病院臨床検査業務（内分泌学的検査他）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院臨床検査業務（内分泌学的検査他）

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「検査・測定・調査」内の受注希望業務「衛生検査」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 国、地方公共団体又はそれらに準ずる機関において病院事業に係る検査業務不履行等により、指名停止措置を過去3年以内に受けていない者であること。

(5) 令和3年4月1日以降、病床数500床以上の病院における臨床検査業務を年間契約で1件以上締結し、確実に履行した実績（元請に限る。）を有している者であること。

(6) 次のいずれも取得し、かつ、それを証明できる書類（写し可。）を提出できる者であること。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定

イ アメリカ臨床病理医協会（CAP）の認定

ウ 公益財団法人日本適合性認定協会のISO15189の認定

エ 一般財団法人医療サービス振興会の医療関連サービスマーク制度による衛生検査所業務に関する認定

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を1部交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課
担当 佐々木 電話 048（873）4248

(2) 交付期間

告示の日から令和6年2月9日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和6年2月21日（水）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和6年2月28日（水）までにさいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月5日（月）午前11時15分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階アッセンブリーホール

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

8 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和6年3月5日（火）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

7(2)イに同じ

10 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

11 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

12 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課
電話 048（873）4248 FAX 048（873）5451

13 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。
なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

1.4 特記事項

本契約は、令和6年度歳入歳出予算が令和6年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和6年4月1日に確定させる。

1.5 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第156号

さいたま市立病院臨床検査業務（腫瘍関連検査他）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院臨床検査業務（腫瘍関連検査他）

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「検査・測定・調査」内の受注希望業務「衛生検査」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7

7号)第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 国、地方公共団体又はそれらに準ずる機関において病院事業に係る検査業務不履行等により、指名停止措置を過去3年以内に受けていない者であること。

(5) 令和3年4月1日以降、病床数500床以上の病院における臨床検査業務を年間契約で1件以上締結し、確実に履行した実績(元請に限る。)を有している者であること。

(6) 次のいずれも取得し、かつ、それを証明できる書類(写し可。)を提出できる者であること。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク(JISQ15001)付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001(ISO/IEC27001)の認定

イ アメリカ臨床病理医協会(CAP)の認定

ウ 公益財団法人日本適合性認定協会のISO15189の認定

エ 一般財団法人医療サービス振興会の医療関連サービスマーク制度による衛生検査所業務に関する認定

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を1部交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課
担当 佐々木 電話 048(873)4248

(2) 交付期間

告示の日から令和6年2月9日(金)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和6年2月21日(水) 午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和6年2月28日(水)までにさいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 入札日時

令和6年3月5日(火) 午前11時30分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階アッセンブリーホール

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

8 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和6年3月5日（火）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

7(2)イに同じ

10 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

11 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

12 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課
電話 048（873）4248 FAX 048（873）5451

13 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。
なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

14 特記事項

本契約は、令和6年度歳入歳出予算が令和6年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和6年4月1日に確定させる。

15 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立

てることができない。

- (3) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第154号

さいたま市立病院事業系一般廃棄物収集運搬業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名

さいたま市立病院事業系一般廃棄物収集運搬業務

- (2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

- (3) 業務概要

仕様書のとおり

- (4) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「廃棄物処理」内の受注希望業務「一般廃棄物収集運搬（市内）」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 本入札の告示日において、本市内に本店を有している者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を1部交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課
担当 持田 電話 048(873)4248
 - (2) 交付期間
告示の日から令和6年2月9日(金)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さい
たま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)
 - (3) 交付費用
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
 - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間
3(2)に同じ
 - (3) 受付場所
3(1)に同じ
 - (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
3(1)に同じ
 - (2) 交付日時
令和6年2月21日(水)午前9時から午後4時まで
 - (3) その他
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た
場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札参加資格の有無の再確認
- 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和6年2月28日(水)までにさいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。
- 7 入札手続等
- (1) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の
10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する

金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月6日(水)午前10時15分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階アッセンブリーホール

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

8 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和6年3月6日(水)入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

7(2)イに同じ

10 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

11 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを

引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

1.2 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

1.3 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課
電話 048(873)4248 FAX 048(873)5451

1.4 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。

なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

1.5 特記事項

本契約は、令和6年度歳入歳出予算が令和6年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和6年4月1日に確定させる。

1.6 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第153号

さいたま市立病院植栽管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院植栽管理業務

(2) 履行場所

ア さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

イ さいたま市緑区大字三室2423-11 さいたま市立病院看護師寮

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」の等級区分がA級で受注希望業務「その他の建物管理等」で登載され、本市内に本店を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を1部交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課
担当 持田 電話 048(873)4248

(2) 交付期間

告示の日から令和6年2月9日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

- (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
3(1)に同じ
- (2) 交付日時
令和6年2月21日(水)午前9時から午後4時まで
- (3) その他
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札参加資格の有無の再確認
入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和6年2月28日(水)までにさいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。
- 7 入札手続等
- (1) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札の日時及び場所
- ア 日時
令和6年3月6日(水)午前10時45分
- イ 場所
さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階アッセンブリーホール
- (3) 入札参加資格の確認
- ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。
- イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。
- (4) 提出書類
代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。
- (5) 入札回数等
- ア 再度入札は、1回までとする。
- イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (6) 入札の辞退
入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。
- (7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

8 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和6年3月6日（水）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

7(2)イに同じ

10 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

11 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

12 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

13 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課
電話 048(873)4248 FAX 048(873)5451

14 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。

なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

15 特記事項

本契約は、令和6年度歳入歳出予算が令和6年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和6年4月1日に確定させる。

16 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第157号

さいたま市立病院給食業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市立病院給食業務
- (2) 履行場所
さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院
- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「給食」で掲載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 令和3年4月1日以降、病床数500床以上の病院において、継続1年以上の給食業務を2件以上受託している実績を有する者であること。
- (5) 一般財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度において院内調理患者等

給食業務の認定を受けている者であること。

(6) 業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を1部交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課
担当 佐々木 電話 048(873)4248

(2) 交付期間

告示の日から令和6年2月9日(金)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さい
たま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」と
いう。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確
認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和6年2月21日(水)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た
場合のみ受け付けるものとする。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和6年2月28日(水)までにさいたま市保健衛
生局市立病院病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月6日（水）午前11時00分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階アッセンブリーホール

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

8 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和6年3月6日（水）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

7(2)イに同じ

10 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

1.1 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

1.2 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

1.3 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課
電話 048(873)4248 FAX 048(873)5451

1.4 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。
なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

1.5 特記事項

本契約は、令和6年度歳入歳出予算が令和6年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和6年4月1日に確定させる。

1.6 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第110号

さいたま市立病院感染性廃棄物処理（処分）業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月19日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院感染性廃棄物処理（処分）業務

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「廃棄物処理」内の受注希望業務「産業廃棄物処分」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 感染性廃棄物の処分業務を行う専門的知識・技術・埼玉県内の中間処理施設を有し、特別管理産業廃棄物処分業許可証（事業の範囲に感染性産業廃棄物の記載があるものに限る。）及び産業廃棄物処分業許可証（事業の範囲に廃プラスチック類の記載があるものに限る。）を有している者。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を1部交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課
担当 持田 電話 048（873）4248

(2) 交付期間

告示の日から令和6年2月5日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に掲載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類
 - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間
3(2)に同じ
 - (3) 受付場所
3(1)に同じ
 - (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
3(1)に同じ
 - (2) 交付日時
令和6年2月6日(火) 午前9時から午後4時まで
 - (3) その他
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札参加資格の有無の再確認
入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和6年2月13日(火)までにさいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。
- 7 入札手続等
- (1) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札の日時及び場所
 - ア 日時
令和6年2月14日(水) 午後2時00分
 - イ 場所
さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階会議室1・2
 - (3) 入札参加資格の確認
 - ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。
 - イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。
 - (4) 提出書類
代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

- (5) 入札回数等
 - ア 再度入札は、1回までとする。
 - イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (6) 入札の辞退
 - 入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。
- (7) 独占禁止法関係法令の遵守
 - 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。
- (8) その他
 - ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
 - イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。
- 8 入札保証金
 - 見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。
- 9 開札の日時及び場所
 - (1) 日時
 - 令和6年2月14日（水）入札終了後、直ちに行う。
 - (2) 場所
 - 7(2)イに同じ
- 10 最低制限価格
 - 設定する。なお、初度入札において最低制限価格未滿の入札をした者は、再度入札に参加できない。
- 11 落札者の決定方法
 - さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。
- 12 入札の無効
 - さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。
- 13 入札事務を担当する課
 - さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課
電話 048（873）4248 FAX 048（873）5451
- 14 契約手続等
 - (1) 契約保証金
 - 契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。
 - (2) 契約書作成の要否
 - 要

(3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。
なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

1.5 特記事項

本契約は、令和6年度歳入歳出予算が令和6年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和6年4月1日に確定させる。

1.6 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第152号

さいたま市立病院感染性廃棄物処理（収集運搬）業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市立病院感染性廃棄物処理（収集運搬）業務
- (2) 履行場所
さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院
- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「廃棄物処理」内の受注希望業務「産業廃棄物収集運搬」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 感染性廃棄物の収集運搬業務を行う専門的知識・技術を有する者のうち、特別管理産業廃棄物収集運搬業（事業の範囲に感染性産業廃棄物の記載があるものに限る。）の埼玉県知事の許可を受けている者及び産業廃棄物収集運搬業（事業の範囲に廃プラスチック類の記載があるものに限る。）の埼玉県知事の許可を受けている者であること。
- (5) 本入札の告示日において、埼玉県内に本店、支店又は営業所のいずれかを有している者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を1部交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課
担当 持田 電話 048(873)4248

(2) 交付期間

告示の日から令和6年2月9日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

- (2) 交付日時
令和6年2月21日（水）午前9時から午後4時まで
 - (3) その他
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札参加資格の有無の再確認
入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和6年2月28日（水）までにさいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。
- 7 入札手続等
- (1) 入札方法
総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札の日時及び場所
 - ア 日時
令和6年3月6日（水）午前10時00分
 - イ 場所
さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階アッセンブリーホール
 - (3) 入札参加資格の確認
 - ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。
 - イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。
 - (4) 提出書類
代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。
 - (5) 入札回数等
 - ア 再度入札は、1回までとする。
 - イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
 - (6) 入札の辞退
入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。
 - (7) 独占禁止法関係法令の遵守
入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。
 - (8) その他
 - ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
 - イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。
- 8 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和6年3月6日（水）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

7(2)イに同じ

10 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

11 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

12 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

13 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課
電話 048(873)4248 FAX 048(873)5451

14 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。

なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

15 特記事項

本契約は、令和6年度歳入歳出予算が令和6年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和6年4月1日に確定させる。

16 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第212号

さいたま市介護保険料納入通知書等作成業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市介護保険料納入通知書等作成業務

(2) 履行場所

受託者作業場所

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「文書管理」内の受注希望業務「文書管理」又は「封入封緘」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。

(5) 過去2年の間（申請日が起算点）に、国（独立行政法人を含む。）又は人口20万人以上の地方公共団体において同種業務の契約を締結し、履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課
担当 介護保険係 電話 048(829)1264
 - (2) 交付期間
告示の日から令和6年2月14日(水)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)
 - (3) 交付費用
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間
3(2)に同じ
 - (3) 受付場所
3(1)に同じ
 - (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
3(1)に同じ
 - (2) 交付日時
令和6年2月19日(月)午前9時から午後4時まで
 - (3) その他
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札手続等
- (1) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札の日時及び場所
ア 日時

令和6年2月22日（木）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年2月22日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局長寿応援部高齢福祉課
電話 048(829)1259 FAX 048(829)1981

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課
電話 048(829)1264 FAX 048(829)1981

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第176号

子ども家庭総合センター内診療室にかかる労働者派遣業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

子ども家庭総合センター内診療室にかかる労働者派遣業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区上木崎4-4-10 子ども家庭総合センター4階子ども家庭総合センター内診療室

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」内の受注希望業務「人材派遣」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区上木崎4-4-10 さいたま市子ども未来局子ども家庭総合センター総務課

担当 管理・総合相談係 電話 048(711)1986

(2) 交付期間

告示の日から令和6年2月15日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

- (3) 交付費用
無償
- 4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間
3(2)に同じ
- (3) 受付場所
3(1)に同じ
- (4) 提出方法
持参又は郵送
- (5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先
ア 受領期限
令和6年2月15日（木）
イ 送付先
〒330-0071 さいたま市浦和区上木崎4-4-10 さいたま市子ども未来局子ども家庭総合センター総務課
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
3(1)に同じ
- (2) 交付日時
令和6年2月21日（水）午前9時から午後4時まで
- (3) その他
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札手続等
- (1) 入札方法
単価で行う。入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない1人1時間当たりの金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、消費税及び地方消費税については別途契約書において定めるため、入札者は、単価（税抜）を入札書に記載すること。
- (2) 入札の日時及び場所
ア 日時
令和6年3月1日（金）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区上木崎 4-4-10 子ども家庭総合センター 3階相談室 301

(3) 入札保証金

見積もった金額（支払限度額）の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月1日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区上木崎 4-4-10 さいたま市子ども未来局子ども家庭総合センター総務課

電話 048(711)1986 FAX 048(711)8904

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（支払限度額）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局子ども家庭総合センター総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第203号

さいたま市子どもケアホームプログラム運營業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月29日

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市子どもケアホームプログラム運営業務
- (2) 履行場所
さいたま市浦和区上木崎4-4-10外
- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」内の受注希望業務「人材派遣」又は「その他」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 過去2年の間に、地方公共団体において、生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱（平成27年厚生労働省社会・援護局長通知社援発0727第2号別紙）に基づく生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業の実績を有し、かつ、誠実に履行している者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たしている者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市浦和区上木崎4-4-10 さいたま市子ども未来局子ども家庭総合センター子ども家庭支援課
担当 子どもケアホーム係 電話 048（711）3896
- (2) 交付期間
告示の日から令和6年2月14日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）
- (3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和6年2月20日（火）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年2月26日（月）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区上木崎4-4-10 さいたま市子ども家庭総合センター3階相談室30

1

(3) 入札保証金

見積もった金額（支払限度額）の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年2月26日(月)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札を行った者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区上木崎4-4-10 さいたま市子ども未来局子ども家庭総合センター総務課

電話 048(711)1986 FAX 048(711)8904

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区上木崎4-4-10 さいたま市子ども未来局子ども家庭総合センター子ども家庭支援課

電話 048(711)3896 FAX 048(711)3994

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(支払限度額)の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局子ども家庭総合センター子ども家庭支援課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第194号

さいたま市古繊維類売買業務(西・中央区)外3件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づ

き公告する。

令和6年1月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

- ア さいたま市古繊維類売買業務（西・中央区）
- イ さいたま市古繊維類売買業務（西・北・中央区）
- ウ さいたま市古繊維類売買業務（見沼・緑・岩槻区）
- エ さいたま市古繊維類売買業務（桜・浦和区外）

(2) 履行場所

仕様書のとおり

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和6年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「物品の修理及び不用品の買受」内の営業種目「不用品買受」で登載され、かつ、市内に古繊維類の選別工場及び本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定及び更生計画の認可がなされている者は、この限りでない。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定及び再生計画の認可がなされている者は、この限りでない。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

- (1) 交付方法
さいたま市ホームページからダウンロード
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/001/p100726.html>
 - (2) 交付期間
告示の日から令和6年2月13日（火）まで
 - (3) 交付費用
無償
- 4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間
令和6年1月26日（金）から令和6年2月13日（火）まで（持参の場合は、さいたま市の休日定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）
 - (3) 受付場所
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課
担当 高畑 電話 048（829）1336
 - (4) 提出方法
持参又は郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。）
- 5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札に付する件名ごとに一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付方法
全て郵送とする。
 - (2) 交付日
令和6年2月28日（水）までに交付するものとする。
- 6 入札手続等
- (1) 入札方法
競争入札に付する件名ごとに単価で行う。入札金額は、売却物品1kg当たりの金額を入札書に記載することとし、当該金額は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に小数点以下第2位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札

書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

- (ア) 1(1)アの売却 令和6年3月1日(金) 午前10時00分
- (イ) 1(1)イの売却 令和6年3月1日(金) 午前10時10分
- (ウ) 1(1)ウの売却 令和6年3月1日(金) 午前10時20分
- (エ) 1(1)エの売却 令和6年3月1日(金) 午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階第2会議室

(3) 入札保証金

競争入札に付する件名ごとの見積もった金額に仕様書で定める予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月1日(金) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格を超え最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課
電話 048(829)1336 FAX 048(829)1991

(8) 業務を担当する課

6(7)に同じ

7 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった件名ごとの契約金額に仕様書で定める予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

- (1) 本契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約条項等は、さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第179号

さいたま市桜環境センターアルミプレス売却外5件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

- ア さいたま市桜環境センターアルミプレス売却
- イ さいたま市東部環境センターアルミプレス売却
- ウ さいたま市内民間中間処理施設アルミプレス売却
- エ さいたま市桜環境センタースチールプレス売却
- オ さいたま市東部環境センタースチールプレス売却
- カ さいたま市内民間中間処理施設スチールプレス売却

(2) 履行場所

- ア 1(1)ア及びエの売却 さいたま市桜区新開4-2-1 さいたま市桜環境センター
- イ 1(1)イ及びオの売却 さいたま市見沼区膝子626-1 さいたま市東部環境センター
- ウ 1(1)ウ及びカの売却 さいたま市浦和区大原5-12-1 有限会社太盛りサイクルセンター

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和6年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「物品の修理及び不用品の買受」内の営業種目「不用品買受」で登載されている者であること
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこと

とされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定及び更生計画の認可がなされている者は、この限りでない。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定及び再生計画の認可がなされている者は、この限りでない。
- (6) アルミプレス又はスチールプレスの売却について、さいたま市又は過去3年間（令和3年1月27日から令和6年1月26日まで）に他市町村で実績を有する者であること。

なお、実績とは、アルミプレス又はスチールプレスの売却に際し、さいたま市又は他市町村において入札又は見積合わせに参加したことをいう。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/001/p040418.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和6年2月15日（木）まで

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和6年2月15日（木）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

(3) 受付場所

ア 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部
廃棄物対策課

担当 保里 電話 048(829)1336

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局施設部環境施設管理課

担当 小川 電話 048(829)1343

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。）

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する件名ごとに一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和6年2月29日（木）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する件名ごとに単価で行う。入札金額は、売却物品1kg当たりの金額を入札書に記載することとし、当該金額は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に小数点以下第2位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

(ア) 1(1)アの売却 令和6年3月4日（月）午前10時00分

(イ) 1(1)イの売却 令和6年3月4日（月）午前10時20分

(ウ) 1(1)ウの売却 令和6年3月4日（月）午前10時40分

(エ) 1(1)エの売却 令和6年3月4日（月）午前11時00分

(オ) 1(1)オの売却 令和6年3月4日（月）午前11時20分

(カ) 1(1)カの売却 令和6年3月4日（月）午前11時40分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所地下1階第2会議室

(3) 入札保証金

競争入札に付する件名ごとの見積もった金額に仕様書で定める予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月4日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格を超え最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 複数落札の禁止

この告示に係る入札のうち、1(1)ア、イ及びウのアルミプレス売却は、一抜け方式とする。落札者（契約者となる者）となった者は、その後行われる他のアルミプレス売却の入札への参加を辞退するものとし、辞退届を提出すること。1(1)エ、オ及びカのスチールプレス売却においても同様とする。

(8) 入札事務を担当する課

ア 1(1)ア、ウ、エ及びカの売却

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課
電話 048(829)1336 FAX 048(829)1991

イ 1(1)イ及びオの売却

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局施設部環境施設管理課
電話 048(829)1343 FAX 048(829)1991

(9) 業務を担当する課

ア 1(1)ア及びエの売却

6(8)イに同じ

イ 1(1)イ及びオの売却

さいたま市見沼区大字膝子626-1 さいたま市環境局施設部東部環境センター
電話 048(684)3802 FAX 048(686)0466

ウ 1(1)ウ及びカの売却

6(8)アに同じ

7 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった件名ごとの契約金額に仕様書で定める予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 本契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課及びホームページにおいて閲覧

できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第164号

さいたま市と畜場解体施設外維持管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市と畜場解体施設外維持管理業務

(2) 履行場所

さいたま市大宮区吉敷町2-23 さいたま市経済局農業政策部食肉中央卸売市場

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「保守点検」内の受注希望業務「その他の保守点検」又は「施設運転管理」内の受注希望業務「その他の施設運転管理」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並び

に中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく協業組合にあつては、その組合員が同一入札に参加していない者であること。

(7) 平成30年度以降、1年以上の期間において、食肉卸売市場・と畜場の設備機器等の維持管理業務、かつ、汚水処理施設維持管理業務を元請けとして受託し確実に履行した実績を有する者又は本業務委託を受託し確実に履行した実績を有する者であること。

(8) 業務従事者として、次に掲げる全ての資格を有する者を当該施設内に契約履行開始日から常時配置(当該施設の業務日)することが可能な者であること。ただし、それぞれが別の資格を有している者か、あるいは1人が複数の資格を有しているかは問わない。

ア 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第4条に規定する第二種電気工事士

イ 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令318号)第20条に規定するボイラー取扱技能

ウ 労働安全衛生法施行令第6条に規定する酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能

エ 労働安全衛生法施行令第20条に規定するショベルローダー等運転技能

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市大宮区吉敷町2-23 さいたま市経済局農業政策部食肉中央卸売市場
担当 施設係 電話 048(644)2929

(2) 交付期間

告示の日から令和6年2月14日(水)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和6年2月14日(水)書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

〒330-0843 さいたま市大宮区吉敷町2-23 さいたま市経済局農業政策部食肉
中央卸売市場

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和6年2月20日(火) 午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月4日(月) 午前9時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第7会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月4日(月) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市経済局農業政策部農業政策課
電話 048 (829) 1376 FAX 048 (829) 1944

(9) 業務を担当する課

さいたま市大宮区吉敷町 2-23 さいたま市経済局農業政策部食肉中央卸売市場
電話 048 (644) 2929 FAX 048 (644) 2927

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市経済局農業政策部食肉中央卸売市場及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第213号

令和6年度さいたま新都心バスターミナル管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和6年度さいたま新都心バスターミナル管理業務

(2) 履行場所

さいたま市大宮区北袋町 1-603-1

(3) 業務概要

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」の等級区分がA級で受注希望業務「駐車場管理」で掲載され、かつ、本市内に本店を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合にあっては、その組合員が同一入札に参加していない者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市局都市計画部交通政策課
担当 企画調整係 電話 048(829)1053
- (2) 交付期間
告示の日から令和6年2月14日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）
- (3) 交付費用
無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登録されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類
 - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間
3(2)に同じ
- (3) 受付場所
3(1)に同じ

- (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
3(1)に同じ
- (2) 交付日時
令和6年2月21日(水) 午前9時から午後4時まで
- (3) その他
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 業務委託仕様書等の貸出
業務委託仕様書等は、次により貸出するものとする。
- (1) 貸出場所
3(1)に同じ
- (2) 受付期間
3(2)に同じ
- 7 仕様に関する質問及び回答
仕様に関する質問のある場合は、任意の様式により、電子メールで提出し、提出後速やかに、その旨を電話で連絡すること。
- (1) 受付先
電子メールアドレス kotsu-seisaku@city.saitama.lg.jp
電話 048(829)1053
- (2) 受付期間
3(2)に同じ
- (3) 質問に対する回答
回答は、次のとおり閲覧に供するものとする。
- ア 閲覧場所
3(1)に同じ
- イ 閲覧期間
令和6年2月21日(水) から令和6年3月6日(水) まで(休日を除く午前9時から午後4時まで)
- 8 入札手続等
- (1) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月12日（火）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第7会議室

(3) 入札に関する注意事項

ア 入札参加資格者の確認

入札参加資格がある旨の競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

イ 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。その際、入札書には代理人の記名押印をすること。

ウ 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。ただし、辞退する場合には、入札日時までにその旨を必ず届け出ること。

エ 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

オ その他

(ア) 入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

(イ) 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(ウ) 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月12日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

8(2)イに同じ

(6) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格に満たない入札をした者は、再度入札に参加できない。

(7) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者とする。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができない。再度入札は、1回とする。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 施行令第167条の4に定める入札参加資格がない者がした入札及びさいたま市契約規則に違反した入札
- イ 記載すべき事項の記載のない入札書又は記載した事項が明らかでない入札書による入札
- ウ 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札
- エ 虚偽の競争入札参加申込兼資格確認申請書を提出した者がした入札
- オ 最低制限価格に満たない入札

(9) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市局都市計画部都市総務課
電話 048(829)1393 FAX 048(829)1979

(10) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市局都市計画部交通政策課
電話 048(829)1053 FAX 048(829)1979

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 支払条件

暦月を単位として、請求に応じて支払うものとする。なお、詳細については落札者決定後、協議を行う。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 議決の要否

否

10 特記事項

本契約は、令和6年度歳入歳出予算が令和6年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和6年4月1日に確定させる。

11 その他

- (1) 契約条項等は、さいたま市都市局都市計画部交通政策課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>
- (2) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第167号

さいたま市立高砂小学校外22校機械警備業務外9件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定

に基づき公告する。

令和6年1月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

- ア さいたま市立高砂小学校外22校機械警備業務
- イ さいたま市立土合小学校外22校機械警備業務
- ウ さいたま市立大宮小学校外16校機械警備業務
- エ さいたま市立指扇小学校外16校機械警備業務
- オ さいたま市立大砂土東小学校外24校機械警備業務
- カ さいたま市立土合中学校外8校機械警備業務
- キ さいたま市立常盤中学校外10校機械警備業務
- ク さいたま市立大宮東中学校外10校機械警備業務
- ケ さいたま市立指扇中学校外11校機械警備業務
- コ さいたま市立大砂土中学校外14校機械警備業務

(2) 履行場所

- ア さいたま市浦和区岸町4-1-29外
- イ さいたま市桜区西堀7-21-1外
- ウ さいたま市大宮区大門町3-3外
- エ さいたま市西区西大宮1-49-6外
- オ さいたま市見沼区大和田町2-998外
- カ さいたま市桜区町谷1-19-1外
- キ さいたま市浦和区針ヶ谷4-1-9外
- ク さいたま市大宮区堀の内町1-99外
- ケ さいたま市西区西大宮3-31-1外
- コ さいたま市見沼区東大宮1-100-1外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「警備」内の受注希望業務「機械警備」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 過去2年の間に国（独立行政法人を含む。以下同じ。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育財務課
電話 048（829）1635 FAX 048（829）1989

(2) 交付期間

告示の日から令和6年2月6日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和6年2月8日（木）午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た

場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

- 1(1)ア 令和6年2月14日（水）午前9時00分
- 1(1)イ 令和6年2月14日（水）午前9時15分
- 1(1)ウ 令和6年2月14日（水）午前9時30分
- 1(1)エ 令和6年2月14日（水）午前9時45分
- 1(1)オ 令和6年2月14日（水）午前10時00分
- 1(1)カ 令和6年2月14日（水）午前10時30分
- 1(1)キ 令和6年2月14日（水）午前10時45分
- 1(1)ク 令和6年2月14日（水）午前11時00分
- 1(1)ケ 令和6年2月14日（水）午前11時15分
- 1(1)コ 令和6年2月14日（水）午前11時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、その業務の再度入札に参加できない。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年2月14日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課
電話 048(829)1623 FAX 048(829)1989

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育財務課
電話 048(829)1635 FAX 048(829)1989

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部契約課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第197号

さいたま市24時間子どもSOS窓口業務（平日夜間及び休日）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市24時間子どもSOS窓口業務（平日夜間及び休日）

(2) 履行場所

委託者と受託者が協議のうえ決定する。

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」内の受注希望業務「受付案内」又は業務「その他」内の受注希望業務「その他」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間、国又は地方公共団体と、子どもの教育に関する電話相談にかかる業務及び当該業務規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。
- (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク付与認定及び情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区上木崎4-4-10 さいたま市教育委員会事務局学校教育部総合教育相談室

担当 管理運営係 電話 048(711)5479

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p077943.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和6年2月6日（火）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」と

いう。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和6年2月6日(火)書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

〒330-0071 さいたま市浦和区上木崎4-4-10 さいたま市教育委員会事務局
学校教育部総合教育相談室

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和6年2月14日(水)午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年2月20日(火)午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所第二別館1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年2月20日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部学事課

電話 048(829)1646 FAX 048(829)1990

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区上木崎4-4-10 さいたま市教育委員会事務局学校教育部総合教育相談室

電話 048(711)5479 FAX 048(711)5672

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部総合教育相談室及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第198号

さいたま市SNSを活用した相談窓口業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市SNSを活用した相談窓口業務

(2) 履行場所

委託者と受託者が協議のうえ決定する。

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」内の受注希望業務「受付案内」又は業務「その他」内の受注希望業務「その他」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間、国又は地方公共団体と、子どもの悩みに関するSNSを活用した相談にかかる業務及び当該業務規模をほぼ同じくする契約を2回以上締

結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

- (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク付与認定及び情報セキュリティマネジメントシステム認定基準 J I S Q 2 7 0 0 1 (I S O / I E C 2 7 0 0 1) の認定を受けている者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区上木崎 4 - 4 - 1 0 さいたま市教育委員会事務局学校教育部総合教育相談室

担当 管理運営係 電話 0 4 8 (7 1 1) 5 4 7 9

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p077934.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和 6 年 2 月 6 日 (火) まで (3 (1) アにおいては、さいたま市の休日を定める条例 (平成 1 3 年さいたま市条例第 2 号) 第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査 (以下「確認審査」という。) の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3 (2) に同じ

(3) 受付場所

3 (1) ア に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和 6 年 2 月 6 日 (火) 書留郵便 (簡易書留郵便を含む。) により提出すること。

イ 送付先

〒 3 3 0 - 0 0 7 1 さいたま市浦和区上木崎 4 - 4 - 1 0 さいたま市教育委員会事務局
学校教育部総合教育相談室

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和6年2月14日(水)午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年2月20日(火)午前10時45分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所第二別館1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年2月20日(火)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課

電話 048(829)1646 FAX 048(829)1990

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区上木崎4-4-10 さいたま市教育委員会事務局学校教育部総合教育相談室

電話 048(711)5479 FAX 048(711)5672

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部総合教育相談室及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第204号

教育用校内ネットワーク（第1区）保守業務外3件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

ア 教育用校内ネットワーク（第1区）保守業務

イ 教育用校内ネットワーク（第2区）保守業務

ウ 教育用校内ネットワーク（第3区）保守業務

エ 教育用校内ネットワーク（第4区）保守業務

(2) 履行場所

ア 1(1)アの業務 さいたま市浦和区岸町4-1-29 さいたま市立高砂小学校外

イ 1(1)イの業務 さいたま市緑区大字三室1994 さいたま市立三室小学校外

ウ 1(1)ウの業務 さいたま市北区東大成町2-12 さいたま市立東大成小学校外

エ 1(1)エの業務 さいたま市桜区西堀7-21-1 さいたま市立土合小学校外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「保守点検」内の受注希望業務「OA機器保守点検」又は業務「電算」内の受注希望業務「システム保守」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 告示日より過去2年以内において、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体において同種同規模の契約を2件以上締結し、履行した実績（履行中を含む。）を有している者であること。

(5) 情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市教育委員会教育研究所

担当 管理係 電話 048(838)0781

(2) 交付期間

告示の日から令和6年2月15日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登録されている者であ

っても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する件名ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和6年2月26日(月) 午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において、競争入札に付する件名ごとの返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する件名ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

㉚ 1(1)アの業務 令和6年3月4日(月) 午前9時45分

㉛ 1(1)イの業務 令和6年3月4日(月) 午前10時00分

㉜ 1(1)ウの業務 令和6年3月4日(月) 午前10時15分

㉝ 1(1)エの業務 令和6年3月4日(月) 午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所第二別館1階第1会議室

(3) 入札保証金

競争入札に付する件名ごとに見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月4日(月)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部学事課
電話 048(829)1646 FAX 048(829)1990

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市教育委員会教育研究所
電話 048(838)0781 FAX 048(838)0888

7 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった件名ごとに契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市教育委員会教育研究所及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第183号

さいたま市青少年宇宙科学館設備管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市青少年宇宙科学館設備管理業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区駒場 2-3-45 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」の等級区分が A 級で登載され、さいたま市内に本店を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去 5 年間に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と延床面積 6, 0 0 0 m²以上の施設における同業務の契約を 1 回以上締結し、かつ、履行した実績を有する者であること。

(5) 電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）第 4 4 条に規定する第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者を 1 名以上配置できる者であること。

(6) 本業務を実施する営業所等において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 4 5 年法律第 2 0 号）第 1 2 条の 2 第 1 項第 8 号の建築物環境衛生総合管理業の登録を受けている者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区駒場 2-3-45 さいたま市教育委員会青少年宇宙科学館
担当 管理係 電話 048(881)1515

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p069244.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和6年2月8日（木）まで（3(1)アにおいては、さいたま市青少年宇宙科学館条例（平成13年さいたま市条例第125号）第4条第1項に規定する休館日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和6年2月15日（木）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年2月26日（月）午後1時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所第二別館1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年2月26日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課
電話 048(829)1705 FAX 048(829)1989

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区駒場2-3-45 さいたま市教育委員会青少年宇宙科学館
電話 048(881)1515 FAX 048(882)9702

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等は、さいたま市教育委員会青少年宇宙科学館及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市立生涯学習総合センター講座用システム機器等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立生涯学習総合センター講座用システム機器等賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市大宮区桜木町1-10-18 シーノ大宮センタープラザ生涯学習総合センター内

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者。

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 賃貸借された納入機器等を設置及び設定し、常時正常な状態又は十分に機能が働く状態に維持し、万一問題が発生した場合には、即時に対応ができる者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市大宮区桜木町1-10-18 シーノ大宮センタープラザ7階さいたま市教育委員会生涯学習総合センター

担当 管理係 電話 048(643)5651

(2) 交付期間

告示の日から令和6年2月13日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さ

いたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和6年2月16日(金)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価(月額)で行う。入札金額は、賃借料(設置費用等、当該業務に係る経費の全てを含む。)1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書等に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年2月22日(木)午前11時00分

イ 場所

さいたま市大宮区桜木町1-10-18 シーノ大宮センタープラザさいたま市教育委員会生涯学習総合センター7階講座室1

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年2月22日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市大宮区桜木町1-10-18 シーノ大宮センタープラザさいたま市教育委員会生涯学習総合センター

電話 048(643)5651 FAX 048(648)1860

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市教育委員会生涯学習総合センター及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第177号

さいたま市立岩槻区内公民館IT講座用システム機器等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市立岩槻区内公民館 I T 講座用システム機器等賃貸借
 - (2) 借入場所
さいたま市岩槻区太田 3-4-1 さいたま市教育委員会生涯学習総合センター岩槻城址公民館
 - (3) 数量・特質等
仕様書のとおり
 - (4) 借入期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
- 2 競争入札参加資格に関する事項
- 本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。
- (1) 本入札の告示日において、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA 機器リース等」で掲載されている者であること。
 - (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
 - イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
 - (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
 - (4) 賃貸借された納入機器等を設置、設定し、常時正常な状態又は十分に機能が働く状態に維持し、万一問題が発生した場合には即時に対応ができること。
- 3 入札説明書の交付
- 本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
さいたま市岩槻区本丸 3-17-1 さいたま市教育委員会生涯学習総合センター岩槻本丸公民館
担当 須田 電話 048（758）3100
 - (2) 交付期間
本入札の告示日から令和 6 年 2 月 13 日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 13 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで）
 - (3) 交付費用
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」と

いう。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和6年2月16日(金) 午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価(月額)で行う。入札金額は、賃借料(設定費用等、当該業務に係る経費の全てを含む。)1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年2月22日(木) 午前11時30分

イ 場所

さいたま市大宮区桜木町1-10-18 シーノ大宮センタープラザさいたま市立生涯学習総合センター7階講座室1

(3) 入札保証金

見積もった金額(月額)に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年2月22日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市岩槻区本丸3-17-1 さいたま市教育委員会生涯学習総合センター岩槻本丸公民館

電話 048(758)3100 FAX 048(758)5101

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市教育委員会生涯学習総合センター岩槻本丸公民館及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第178号

さいたま市立中央図書館外3館窓口等業務外3件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

ア さいたま市立中央図書館外3館窓口等業務

イ さいたま市立武蔵浦和図書館外6館窓口等業務

ウ さいたま市立大宮西部図書館外5館窓口等業務

エ さいたま市立春野図書館外6館窓口等業務

(2) 履行場所

ア 1(1)アの業務 さいたま市浦和区東高砂町11-1外

イ 1(1)イの業務 さいたま市南区別所7-20-1外

ウ 1(1)ウの業務 さいたま市北区榎引町2-499-1外

エ 1(1)エの業務 さいたま市見沼区春野2-12-1外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」内の受注希望業務「その他」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成31年4月1日以降に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と同種の契約実績を1件以上有している者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区東高砂町11-1 さいたま市教育委員会中央図書館管理課
担当 原田 電話 048(871)2172

(2) 交付期間

告示の日から令和6年2月9日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」と

いう。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和6年2月15日(木)午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付して申し出た場合のみ受け付けるものとする。複数の業務において4の書類を提出する場合は、2件の場合は94円切手、3件以上の場合は140円切手を貼付して申し出た場合は、複数の業務を併せて郵送するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

- ㉚ 1(1)アの業務 令和6年2月22日(木)午前10時45分
- ㉛ 1(1)イの業務 令和6年2月22日(木)午前11時00分
- ㉜ 1(1)ウの業務 令和6年2月22日(木)午前11時15分
- ㉝ 1(1)エの業務 令和6年2月22日(木)午前11時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所第二別館1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13

年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年2月22日(木)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課
電話 048(829)1705 FAX 048(829)1989

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区東高砂町11-1 さいたま市教育委員会中央図書館管理課
電話 048(871)2172 FAX 048(884)5500

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市教育委員会中央図書館管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第162号

さいたま市議会防犯カメラ賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市議会防犯カメラ賃貸借

- (2) 借入場所
さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所議会棟内
 - (3) 数量・特質等
仕様書のとおり
 - (4) 貸借期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
- 2 競争入札参加資格に関する事項
- 本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。
- (1) 本入札の告示日において、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」で登載されている者であること。
 - (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者
 - イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
 - (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
 - (4) 入札日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
 - (5) 入札日において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- 3 入札説明書の交付
- 本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。
- (1) 交付場所
さいたま市議会ホームページからダウンロード
<https://www.city.saitama.lg.jp/gikai/005/keiyaku/index.html>
 - (2) 交付期間
本入札の告示日から令和 6 年 2 月 8 日（木）まで
- 4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
 - ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間

告示の日から令和6年2月8日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市議会局総務部秘書総務課
担当　総務係　電話　048（829）1747

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日時

令和6年2月14日（水）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札方法等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年2月20日（火）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所議会棟3階第2委員会室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年2月20日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範

圏内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書総務課

電話 048(829)1747 FAX 048(829)1984

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(月額)に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

この入札に係る契約の効果は、令和6年度予算の成立を要件とする。

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市議会局総務部秘書総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第163号

さいたま市市議会だより印刷製本業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市市議会だより印刷製本業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

さいたま市議会が年度4回発行する広報紙「市議会だよりさいたま」の印刷製本に係る業務

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「製作等」内の受注希望業務「パンフレット等」又は「デザイン」で掲載されている者であること。
 - (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
 - (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
 - (4) 1回当たり発行部数15万部以上の広報紙を年4回以上定期的に印刷し納入する旨の契約を締結し、納入した実績を有する、又は、4回目以降の広報紙を告示日現在において納入中である者であること。
- 3 入札説明書等の交付
- 本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。
- (1) 交付方法

さいたま市議会ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/gikai/005/keiyaku/index.html>
 - (2) 交付期間

本入札の告示日から令和6年2月8日（木）まで
- 4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に掲載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
 - ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間

本入札の告示日から令和6年2月9日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）
 - (3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書総務課

担当 広報係 電話 048（829）1748
 - (4) 提出方法

持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日時

令和6年2月14日(水) 午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、令和6年2月16日(金)午後4時までに、さいたま市議会局総務部秘書総務課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、印刷部数1部当たり要する金額を入札書に記載することとし、当該金額(単価)は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年2月20日(火) 午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所議会棟3階第2委員会室

(3) 入札保証金

見積もった金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年2月20日(火) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 入札参加資格者の確認

ア 入札参加資格がある旨の競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(6) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(7) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(8) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(9) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

8 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未滿の入札をした者は、再度入札に参加できない。

9 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

10 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

11 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書総務課
電話 048(829)1747 FAX 048(829)1984

12 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

13 支払条件

支払いは、実績数量に応じて行う。

14 特記事項

本入札に係る契約の効果は、令和6年度予算の成立を要件とする。

15 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市議会局総務部秘書総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

○公募型プロポーザル方式の手続の開始

さいたま市告示第196号

令和6年度さいたま市国民健康保険特定健康診査等受診率向上対策業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和6年1月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

令和6年度さいたま市国民健康保険特定健康診査等受診率向上対策業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

民間事業者が持つ受診勧奨の手法や分析技術により、さいたま市国民健康保険における特定健康診査及び国保健康診査の受診率を向上させる。

(4) 履行期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は27,878,048円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本招請日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本招請に参加していないこと。

(3) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない

者であること。

- (4) 人口30万人以上の地方公共団体において、特定健康診査の受診勧奨の業務実績及び受診率向上実績がある者であること。

3 企画提案に係る実施要領等の交付

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p094706.html>

(2) 交付期間

本招請日から令和6年2月13日（火）午後4時まで

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

(1) 提出書類

ア 参加意思表明書 1部

イ 実施要領に定める書類

(2) 提出期間

本招請日から令和6年2月13日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 提出場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局生活福祉部国保年金課

担当 保健事業係 電話 048（829）1277

(4) 提出方法

持参

5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

本招請日から令和6年2月13日（火）午後4時まで

(2) 受付方法

ア 電子メールで受け付ける。詳細は実施要領による。

メールアドレス kokuho-nenkin@city.saitama.lg.jp

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

4(3)に同じ

(3) 質問に対する回答予定日

令和6年2月16日（金）までに行う。

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p094706.html>

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書 11部

イ 見積書 1部

(2) 提出期間

令和6年2月16日(金)から令和6年2月28日(水)まで(休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 提出場所

4(3)に同じ

(4) 提出方法

持参

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 虚偽の記載をした企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

オ プレゼンテーションに参加しなかった者が提出した企画提案書

カ 提出期限までに企画提案書等の提出がない場合

7 業者決定の方法

業者の決定に当たっては、令和6年度さいたま市国民健康保険特定健康診査等受診率向上対策業務事業者選定委員会において書類審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、実施要領を参照すること。

8 その他

(1) 最優秀提案者特定の日(の翌日)から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。

(2) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。

(3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(5) 企画提案の審査結果は、企画提案の具体的内容を除き、公表する。

(6) 詳細は、実施要領による。

9 連絡先

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市福祉局生活福祉部国保年金課保健事業係

電話 048(829)1277

FAX 048(829)1938

〔水道局〕

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告

さいたま市水道局公告（調達）第3号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和6年1月31日

さいたま市水道事業管理者 小島正明

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

液体クロマトグラフ質量分析計（LC-MS）の賃貸借及び保守

(2) 借入場所

さいたま市北区東大成町2-445-1 水道総合センター

(3) 数量・特質等

入札説明書のとおり

(4) 借入期間

令和6年7月1日から令和11年6月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和5年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「レンタル・リース」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同種目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該種目について登載がない者を含む。）は、さいたま市水道局業務部管財課に所定の様式により、令和6年2月13日（火）までに資格審査の申請を行うこと。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市水道局物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市水道局制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 仕様書の内容を遵守し、賃貸借された納入機器を設置及び設定し、常時正常な状態又は十分に機能が働く状態に維持し、万一問題が生じた場合、即時に対応ができること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/002/050/070/080/p100729.html>

(2) 交付期間

公告の日から令和6年2月22日（木）まで

(3) 交付費用

無償

4 仕様書解凍用パスワードの交付

本件に係る仕様書には解凍用のパスワードを設定しているため、解凍用パスワードの通知を希望する者は、水道局仕様書解凍用パスワード通知申請書を電子メールにより提出すること。

(1) 申請様式の交付方法

3(1)に同じ

(2) 受付先

電子メールアドレス suido-kanzai@city.saitama.lg.jp

(3) 受付期間

3(2)に同じ

(4) 通知方法

電子メール

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

〒330-8532 さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課
契約係

(4) 提出方法

持参又は郵送

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

5(3)に同じ

(2) 交付日時

令和6年3月8日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒（角形2号封筒又はこれに類する寸法のもの）に140円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和6年3月15日（金）必着 書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

5(3)に同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月19日（火）午後1時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局水道庁舎第一会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市水道局契約事務規程（平成13年水道部企業管理規程第34号、以下「契約事務規程」という。）第22条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月19日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

契約事務規程第24条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 契約事務規程第27条及びさいたま市水道局特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市水道局制定）第15条に該当する入札

イ 入札（見積）金額内訳書（以下「内訳書」という。）の記載がない者、内訳書の積算に誤りが

ある者又は内訳書の金額が入札金額と一致していない者がした入札

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課

電話 048(714)3080 FAX 048(832)3336

(9) 業務を担当する課

さいたま市北区東大成町 2-445-1 さいたま市水道局給水部水質管理課

電話 048(783)3392 FAX 048(668)7174

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、契約事務規程第6条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所
ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市水道局業務部管財課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

7(8)に同じ

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等（契約事務規程等）は、さいたま市水道局業務部管財課において閲覧できる。

(4) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Lease and maintenance contract for tender:

Liquid Chromatograph-Mass Spectrometer (LC-MS)

(2) Date and time of tender:

March 19, 2024, 1:30 p.m.

(3) Contact point for the notice:

Contract Section, Property Management Division, Department of Operation,

Saitama City Waterworks Bureau

6-14-16 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture, 330-8532, Japan

Tel: 048-714-3080

○一般競争入札の告示

さいたま市水道局告示第5号

クラウド型IoT遠隔漏水監視システム賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年1月30日

さいたま市水道事業管理者 小島 正明

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

クラウド型IoT遠隔漏水監視システム賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市北区東大成町2-445-1

(3) 特質等

入札説明書のとおり

(4) 借入期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下、「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目で登録されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から開札日までの間、さいたま市水道局物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市水道局制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/002/050/070/080/p100729.html>

- (2) 交付期間
告示の日から令和6年2月14日（水）まで
- (3) 交付費用
無償
- 4 仕様書解凍用パスワードの交付
本件に係る仕様書には解凍用のパスワードを設定しているため、解凍用パスワードの通知を希望する者は、水道局仕様書解凍用パスワード通知申請書を電子メールにより提出すること。
 - (1) 申請様式の交付方法
3(1)に同じ
 - (2) 受付先
電子メールアドレス suido-kanzai@city.saitama.lg.jp
 - (3) 受付期間
3(2)に同じ
 - (4) 通知方法
電子メール
- 5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
 - (1) 提出書類
ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間
3(2)に同じ（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）
 - (3) 受付場所
〒330-8532 さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課
契約係
 - (4) 提出方法
持参又は郵送
- 6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
 - (1) 交付場所
5(3)に同じ
 - (2) 交付日時
令和6年2月16日（金）午前9時から午後4時まで
 - (3) その他
郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒（角形2号封筒又はこれに類する

寸法のもの)に140円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和6年2月27日(火)午後5時(書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。)

イ 送付先

5(3)に同じ

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年2月29日(木)午前9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局水道庁舎第一会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市水道局契約事務規程(平成13年水道部企業管理規程第34号、以下「契約事務規程」という。)第22条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

契約事務規程第24条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

ア 契約事務規程第27条に該当する入札

イ 入札(見積)金額内訳書(以下「内訳書」という。)の記載がない者、内訳書の積算に誤りがある者又は内訳書の金額が入札金額と一致していない者がした入札

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課

電話 048(714)3080 FAX 048(832)3336

(8) 業務を担当する課

さいたま市北区東大成町2-445-1 さいたま市水道局給水部維持管理課

電話 048(788)2496 FAX 048(669)2260

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、契約事務規程第6条の規定に該当す

る場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。